

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について —データベース化の試み—

白 峰 旬

緒 言

近世城郭の普請・作事において、城主がどのような具体的指示を出したのかを知ることは、当時の城郭構築の具体像を理解するうえで重要なファクターであるが、その意味では、本稿で扱う小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容（寛永12年〔1635〕～明暦2年〔1656〕）を記した書状群⁽¹⁾は好個の史料であると位置付けられる。よって、本稿では、この酒井忠勝の指図内容を現代語訳して、時系列的に示したものを一覧表として作成しデータベース化を試みた⁽²⁾。

酒井忠勝が国元の小浜に対して出した指図内容からは、城の普請・作事に関して構造面を含めて細かい点まで知悉していたことがわかる。例えば、①「すり合」（切込みハギのことか？）は石垣が弱いので、「のつら」（野面）にて石組を十分に築かせるように指示した（74号）、②西風による海からの波しぶき対策として新しくつくる本丸の多門の高さの3分の2を腰板にするように指示した（78号）、③多門の壁は二重壁にして、中へ栗石に土を混ぜて入れるように指示した（74号）、④水敵石垣を高く築くと、以後の大水の時の水はけにも関係することを指摘した（60号）、⑤多門と塗垂の境目の屋根に（防火壁として）塗り切りの塀をつくるよう指示した（75号）、⑥天守の壁の作事については、10月末になると凍るため、10月15日までに白漆喰まで完成させるように指示した（28号）、⑦埋まっている堀の土を日用にて取らせて石垣の裏土にするよう指示した（19号、21号）、⑧採石の際に、大きい石は無用であり、「岩くみ」の見事なところへは手をつけないように指示した（56号）、⑨角石は平石より少し大きい石がよい、と指示した（18号）、⑩石垣を築く際には、土俵（土のう）が多く必要なので準備するように指示した（19号、50号）、⑪本丸の小書院を再建を前提に解体する際、事前に指図を作成して相紋をつけて壊すように指示した（84号、86号）、⑫下見板については、渋墨を念を入れて塗るように指示した（28号）、⑬小浜城天守は三重天守なので上あまり重くないため、（天守台の石垣は三重天守の重さに）耐えられるだろうと伝えた（25号）、などのように忠勝自身が詳細な知識を有していたことが看取できる。

また、小浜から江戸にいた酒井忠勝のもとへ、絵図・指図・木形を送付させて報告させ（35号、57号など）、絵図が大きくなかったり、絵図の内容が粗略であった場合は叱責した（60号）ほか、1ヶ月に2度ずつの報告を義務付け（16号）、報告内容が粗雑であった場合は、厳しく叱責している（25号、29号、34号）。

こうした種々の指図に関する具体的な状況以外に、以下のような多岐にわたる諸点も知ることができる。

〔A. 普請・作事のプロセスとその実態〕

酒井忠勝書状の内容を時系列的に分析すると、小浜城の普請・作事のプロセスが明らかになる。その詳細な分析については、『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』の中の史料編の解題⁽³⁾に譲るが、大まかなポイントを記すと以下のようになる。

酒井忠勝が小浜へ移封になったのは寛永11年（1634）閏7月であったが、その翌月には早くも老中奉書により石垣・堀などの修復許可を得ている（7号）。翌年の同12年は、当初、天守の建造と西の丸の石垣普請をおこなう予定であり（16号）、老中奉書の許可も同内容となっている（17号）。しかし、当初予定の第1案（忠勝が5月帰国、6月初めより西の丸の石垣普請開始〔15号〕）、第2案（忠勝が6月中に帰国、7月1日より天守と西の丸の石垣普請開始〔19号、20号〕）は忠勝の帰国延期により実現せず、結局、西の丸の石垣普請は寛永12年にはおこなわらず、天守だけを建てることに決定した（31号）。天守は、9月2日頃に柱立て（34号）、10月下旬頃に完成したが、この時点ではいまだ腰板は打っていなかった（37号）。その後、11月13日には天守の上棟がおこなわれたので、この時に完工したと考えられる⁽⁴⁾。11月27日付で天守へ入れる金銀・城付武具について言及していること（40号）はその証左となろう。

西の丸の石垣普請は、寛永13年の9月10日頃に開始して、10月20日以前に完成するように指示しているので（49号）、この通りに普請がおこなわれたとすると寛永13年中に完成したことになる。ちなみに忠勝は同年の8月25日に帰国する暇を賜っているので⁽⁵⁾、在国中に普請がおこなわれたことになる。なお、寛永12年の段階で計画されていた西の丸に3つの二重櫓を建てるることは（19号、21号）、西の丸の石垣普請完成後（寛永13年10月頃以降）におこなわれたと考えるのが妥当であるが、3つの櫓作事の時期を特定できる記載は管見の限り見られない。

寛永17年（1640）には、本丸の多門が古くなつたため、翌年の春に建て替えが計画されたが（64号）、同年中（寛永17年）に材木の準備は整つたものの（65号）、その後時間が経過し、同20年3月初めから開始する予定であった（69号）。しかし、同年の敦賀での大火の影響により、同21年の春に延期され（69号、71号）、さらに延びて、実際に本丸の多門・櫓・門の作事がおこなわれたのは正保2年（1645）であり、この時に小天守も建てられた（73号、75号、78号）。この時、本丸の多門と櫓の建て直しについて老中奉書により許可を取っている（77号）。ちなみに、小天守を建てた正保2年は天守完成（寛永12年）の10年後にあたる。

このようなプロセスを見ると、小浜への移封の翌年である寛永12年には、西の丸の石垣普請を後回しにして、天守を優先的に建てて完成させ、その10年後の正保2年には小天守を建てたほか、本丸の多門の建て替え（古い多門から新しい多門へ）をおこなつたことがわかる。

〔B. 普請・作事関係者〕

酒井忠勝書状に出てくる普請・作事関係者をピックアップすると、小浜城の普請・作事にどのような人物が関係したのかがわかる（表A参照）。例えば、石垣構築専門職である穴生⁽⁶⁾は、この小浜城普請のケースでは、家臣として常時抱えているのではなく、普請の都度、2～3人を臨時的に

雇ったことがわかる（19号、47号など）。同様に、手木の者も普請の都度に雇ったようである（47号）。穴生は小浜城の天守台が孕んだ状況を見分して所見を述べている（25号）。その他、普請の功者（29号）や、石垣たんれん申候もの共（18号）などの用例は、家中で普請に長けたベテランという意味であろうか。

作事関係では、大工の善四郎（24号）、大工の源四郎（75号）、中井五郎助（27号など）の3人が固有名詞（人名）が出てくる人物である。よって、酒井忠勝からその技量を認められ信頼された者であったのであろう。中井五郎助は京都大工頭中井正清の弟であり⁽⁷⁾、天守の作事のためにわざわざ京都から小浜へ呼ばれて、天守建造前に天守台を見分したほか（27号）、天守の上棟にも立ち会っている（39号）。大工の善四郎は出自は不明であるが、同様に天守作事に関与したようである。大工の源四郎も出自は不明ながら、小天守などの作事に関与したと考えられ、小天守の続きの塀を表からは多門に見えるようにつくることを提案したほか、本丸の古い多門と櫓を壊したあの石垣を見分するなどしている（75号）。

このように普請・作事関係の専門家が、現場を見分して専門的見地から所見を述べていることは、城郭の普請や作事には高度の専門的技術が必要であることを示すと同時に、そうした専門職の意見が尊重されたことも示している。

そのほか、天守の用材調達には敦賀の豪商である糸屋宗貞が関与したことや（21号）、大津代官の小野貞則が穴生の派遣に関係したとも考えられること（25号）⁽⁸⁾も注意される点である。

[C. 作事関係の儀式とその日取りの選定]

天守作事や西の丸の櫓作事に関する儀式では、鉋始め（ちょうどなはじめ⁽⁹⁾）の吉日の選定を羽賀寺（小浜の古刹）に対して依頼している（26号、30号）。天守を建てる日取りについては、天海大僧正に選定してもらっている（29号）。天海は、天守に金銀と城付武具を入れる際にも、事前におこなうべき儀式について酒井忠勝にアドバイスしている（40号）。こうした天海との関係は忠勝が幕閣（老中）であったことによるものであろう。

また、天守完成の翌年（寛永13年）には、東照権現の御札を天守に押すことについて、羽賀寺に依頼している（53号）。具体的には、羽賀寺の僧が指定日の六半頃（午前7時頃）に天守に来て御札を押すことを頼んでいる。この場合、注意されるのは、羽賀寺の僧がわざわざ早朝に天守に出向いて御札を押すという点であり、天守の上棟も早朝の辰の刻（午前8時頃）におこなっている点を考慮すると（39号）、作事関係の儀式は早朝におこなう慣例があったことがわかる。

[D. 城を作る忠勝の意識]

酒井忠勝がどのような意識で城普請をおこなったのか、という点については、天守を建てることや、本丸作事をおこなうことが「末代之儀」であるとか（27号、73号）、自分の代に天守などを建てることは何よりの吉事である（34号）と記していることから、後々まで残る栄誉な事業であると意識していたことがわかる。また、すでに指摘されているように⁽¹⁰⁾、普請・作事をおこなうに際して、海からの小浜城に対する視線（見え方）を意識していたことも明記されている（57号、70号、

75号）。また、天守の破風を黒塗りにすると遠くから見えなくなるので白い漆喰にするように指示していることも（27号）、海からの視線を意識したものであったと思われる。

このように酒井忠勝が海からの眺望を考慮したことは、城を美しく見せるというビジュアル的効果を狙ったことがわかり興味深い。

[E. 木形について]

酒井忠勝は、江戸において小浜城の現状を詳細に把握できなかつたため、普請計画を立案するにあたって、該当箇所の木形を作ることを命じ、江戸へ送るように指示した（66号）。木形にするメリットは立体的に状況を把握できる点にあり、絵図により平面的にしか理解できないデメリットを補う意味がある。さらに、木形は絵図の上に置いて見る（66号）、という木形の使い方を具体的に知ることができる点も注目される。

[F. 天守の使用方法]

天守の使用方法としては、金銀の収納と城付武具の備え付けを指示したことが注目される（37号）。具体的には、金銀の収納は、金子と銀子を区別し、それぞれ箱詰（金子は1箱2000両入、銀子は1箱10貫目入）にしたことがわかる。そして、天守から金銀を度々取り出さないように指示するとともに、天守に金銀を入れたことは家中にも秘密にするよう機密保持を命じている点も興味深い。天守への金銀の収納方法が具体的かつ詳細に記されていることも特筆される点である。

城付武具は、三重天守の二重目に入れるように指示しており、鉄砲10挺・弓10張など具体的な種類と数量がわかる点も貴重である⁽¹¹⁾。城付武具が天守に置かれた、という点も注意すべきであろう（この点は会津若松城のケースと共通している⁽¹²⁾）。

上記の金銀と城付武具を同日に天守に入れるように指示していることも重要で、天守完成からまもなく同時に入れたと思われるが、天守を最初に機能させるうえで備品として何が必要であるのかを知る手掛かりになろう。

[G. 城郭関係用語の使用状況]

酒井忠勝書状に記された城郭関係用語をまとめると表Aのようになるが⁽¹³⁾、同時代に使用された城郭用語の使用状況がわかるほか、酒井忠勝がどのような城郭用語を使用していたのか、ということがわかる点も貴重である。特に、虎口（66号）、升形（72号）、犬走（79号）、武者走（76号、※これは江戸年寄連署状）、入角（57号、79号）、縄張（68号）などの用例がある点は、当時すでにこうした用例が使用されていたという点で注目される。この中で、縄張については、蔵のような小さいものでも縄張として表記しているので（68号）、縄張というのは城の全体的プランだけを指すとは限らないことがわかる。そのほか、櫓の表記よりも矢倉の表記の方が圧倒的に多いこと（19号など）や、多門という表記が使われていたこと（54号など）のほか、水敵についてはいろいろな表記のバリエーション（石垣という表記を付けるケースと付けないケースがある）があること（15号など）もわかる⁽¹⁴⁾。

また、鯱とは表記せず、鷺吻（しふん）と表記している点は（28号、74号）、当時は鯱という表

記が使われていなかった可能性も含めて今後検討すべき問題であろう。

[H. その他]

その他に注意すべき項目としては、承応3年（1654）に出された火事の際の出動・消火マニュアル（94号）⁽¹⁵⁾、明暦2年に出された有事の動員計画（97号）などがある。こうしたことが立案されたことは、この頃には城内のハード面（構造面）での整備が一応終了し、ソフト面（運用面）での整備に主眼が移ったことを示すものであろう。

また、①本丸の小書院等の破却は（86号）、酒井忠朝（酒井忠勝の長男）の廃嫡との関係でおこなわれたと推測される、②鉄砲蔵の敷板は通常よりも厚くして、すべてを拭い板にする（76号）、③夜間は番所の人数を2倍に増員する（88号）、④屋根が広いことや柿葺であることは火の元が悪い（75号、78号）、⑤新しく建てる多門に古い多門の材木を再利用するなど材木のリサイクルをおこなう（64号、74号）、⑥蒲生郷喜（源左衛門）⁽¹⁶⁾に石垣普請のことについて尋ねるように指示している（58号）、⑦天守作事には若狭国内の敦賀までの大工を動員した（31号）、⑧忠勝は天守にある金銀の量をチェックさせ、思ったよりも量が少ないとしてクレームをつけている（43号）、⑨忠勝は普請の工期について具体的に指摘して指示している（25号、47号など）、⑩いつも石を取る石場は決まっていた（70号）、⑪西の丸の櫓に鰐（鳴吻）を付けるかどうかは実際に見分して見た目により決める（74号）、なども注意を引く点である。

酒井忠勝書状に記された内容からは、以上のような諸点に関する知見を得ることができるが、幕藩関係上重要な意味を持つ老中奉書の発給についても次のようなことがわかる。

小浜城の普請等を許可する老中奉書が発給されると、その都度、老中奉書の写を作成して国元の小浜へ送付していることがわかるので（60号、78号、92号）、老中奉書の原本は江戸にいる酒井忠勝の手元に保管されたものと思われる。このことは老中奉書の管理という点で重要であるほか、忠勝が、後々のために十分に老中奉書を披見するよう国元の年寄に指示していること（78号）からもわかるように、老中奉書によって許可された内容（範囲）を逸脱しないように国元の普請担当者に周知させる意図があったと考えられる。そして、老中奉書を証拠にして普請を申し付けるように忠勝が国元の年寄に指示していることは（60号）、老中奉書が普請をおこなう際の証拠能力をもつ許可証明書である、ということを示しており、その点を明記したという意味で注目される。

老中奉書による許可を得る前に、国元（小浜）で先走って石垣普請を開始したケースでは、忠勝は、日本国中の城持大名が、幕府の許可を得ずに「私として」石垣普請をすることは決してあってはならない、ということを述べ、忠勝自身の身代が果てるようなことをした点を厳しく叱責している（58号）。このことは、幕府の公的許可を得ずに私的に石垣普請をすることは、武家諸法度（城郭統制条項）に抵触するものであり、改易にもなり得る重大な問題である、ということを示しており、城持大名（小浜城主）であり、老中（幕閣）でもあった忠勝の言葉として注目される。つまり、江戸にいる忠勝と国元の年寄や普請担当者が緊密に連絡を取っていないと、こうした事態がおこるのであって、最悪の結果（改易）になることを回避するためにも、大名自身が在国していない場合

は特に国元での普請状況の管理・把握に注意が必要であった。これ以外の小浜城の石垣普請のケースにおいて、石垣を築くことは公儀（幕府）の許可を受けてから、忠勝より国元へ指示する、と国元の年寄に対して伝えていることは（56号）、こうした点を危惧したことによるものであろう。

このように、忠勝が武家諸法度をどのような意識で遵守しようとしたのかがわかるとともに、武家諸法度に抵触することをいかに恐れていたのかがわかる点で貴重である。

最後に小浜城修築に関する酒井忠勝書状群の史的意義をまとめると、小浜城は酒井忠勝城主時代において、上述のように、寛永12年に天守の新規作事、正保2年に小天守の新規作事と本丸多門の建て替えをおこなっており、元和期以降であっても幕府の許可を得て、譜代大名がこうした大規模な修築をおこない得たのであり、その修築の実態を詳細に知り得る情報を提供している点にある。

今後の検討課題としては、本稿で扱えなかった酒井忠勝書状⁽¹⁷⁾をも検討対象に加えて小浜城修築に関する考察を深める必要があるが、その点については他日を期したい。

【註】

- 1 『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』（小浜城跡発掘調査団編集、福井県立若狭歴史民俗資料館発行、1984年）の中の史料編に収載された酒井忠勝書状群をもとに、本稿の作表（データベース）をおこなった。これと同じ忠勝書状は、『小浜市史』藩政史料編1（小浜市役所、1983年）にも収載されている。
- 2 本稿の作表（データベース）にあたっては、酒井忠勝以前の小浜城主である京極高次・同忠高時代、及び、忠勝の次の城主である酒井忠直時代における若干の関係史料も追加した。また、酒井忠勝城主時代における老中奉書、江戸年寄連署状、江戸年寄覚書、小浜年寄連署状、酒井忠勝在国日記も含めた（これらの史料はいずれも前掲『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』に収載されている）。
- 3 前掲『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』（88～93頁）。
- 4 西和夫『工匠たちの知恵と工夫』（彰国社、1980年、130頁）では、「この時代（引用者注：この場合、慶長期を指す）の上棟はほぼ完成したことを意味していた」と指摘され、同書（170頁）では、「当時（引用者注：この場合、元和期を指す）の上棟は現在と違って完成を意味する」と指摘されている。よって、寛永期においても同様に、上棟とは完成を意味したと考えられる。
- 5 『新訂寛政重修諸家譜』第2（続群書類從完成会、1964年、22頁）。『寛政重修諸家譜』には、忠勝は寛永13年の8月25日に帰国する暇を賜り、その後、在国中に「城中に天守を造立す」と記されている。この記載に従えば、小浜城天守が完成したのは寛永13年8月25日以降ということになるが、前述のように本稿の検討によれば、小浜城天守は同12年11月13日に完工したと考えられるので、『寛政重修諸家譜』の記載には史料批判が必要であろう。
- 6 「穴生之上手」（25号）という表記も出てくるが、この表記からすると、穴生にも上手・下手

- といった技量の格差があったことが窺われる。
- 7 吉田純一『福井の城』（フェニックス出版、1994年、137頁）。
- 8 近江国大津は同国内の穴生の本貫地に近いので、このことが、穴生派遣と関係する可能性も考えられる。
- 9 鋸始めとは、大工の仕事始めの儀式（神事）である。木造り始めとも言い、用材を作り始める儀式である。
- 10 「小浜酒井家史料から（1）一般様は、白塗りがお好き」（『城踏』N.O. 2、姫路市立城郭研究室ニュース、姫路市立城郭研究室編集・発行、1999年）。「小浜酒井家史料から（2）眺めは海原から」（『城踏』N.O. 15、2000年）。この『城踏』の執筆者は姫路市立城郭研究室学芸員の工藤茂博氏である。なお、『城踏』はインターネットで閲覧することもできる（<http://www.city.himeji.hyogo.jp/jyokakuken/shirofumi/index.html>）。
- 11 宇田川武久「近世初頭の城付武具の実体と変容」（『国立歴史民俗博物館研究報告』50集、国立歴史民俗博物館編集・発行、1993年）によれば、江戸時代における城付武具としては、鶴岡城（元和8年）では鉄砲667丁、会津若松城（寛永20年）では天守に鉄砲3932丁が備え付けられているので、これらに比較すると小浜城天守の城付武具は数量として少ないという感がある。なお、天守創建当初であったため城付武具はこれだけの数量に留まったものの、その後、数量を増加させた可能性も考えられるが、この点については、今後の史料的検討が必要であろう。
- 12 前掲註11に同じ。
- 13 表Aにおける（2）酒井忠勝城主時代を参照。
- 14 水敵に関する表記が多いのは、小浜城が海辺に立地することと関係すると思われる。
- 15 このマニュアルの中で、夜中に城中へ人が多く入ることを不可としていることは、夜間の城中警備体制を考えるうえで注意される点である。
- 16 寛永11年の蒲生忠知（伊予松山藩主）の改易により、その重臣であった蒲生郷喜は小浜藩に預けられた（前掲『小浜市史』藩政史料編1、126頁の26号、27号文書）。その後、蒲生郷喜は、同14年の分限帳には7000石として記載されている（『小浜市史』藩政史料編2、小浜市役所、1985年、351頁）、この時には、酒井忠勝に仕えていたことがわかる。酒井忠勝が国元の年寄に対して蒲生郷喜に尋ねることを指示したのは、郷喜が公事の時の訴状（蒲生家改易に関するものであろう）に、伊予松山城の石垣や矢狭間を切ることを記していたことによるものであった。その背景には、郷喜がすでに城普請（伊予松山城）を実践経験し、普請に関するノーハウを有していたこともあるだろうが、酒井忠勝が譜代大名であり、もともとその家中には石垣普請に精通した者が少なかったことも要因として考えられよう。
- 17 前掲『小浜市史』藩政史料編1には、前掲『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』の中の史料編に収載されていない酒井忠勝書状も多く収載されている。これらの酒井忠勝書状には小浜城修築だけでなく、江戸城の公儀普請などの関係記載もあり、今後の検討分析が必要である。

表A

(1) 京極高次・同忠高城主時代

【小浜城】
小濱御城（1号）、御城（2号、3号）
【曲輪】
御本丸（2号、3号）、二ノ丸（6号）
【普請構築物】
該当事例なし
【普請関係部材】
海手之方すて石（2号、3号）、大きなる石（3号）、すていし（3号）
【作事構築物】
二ノ丸御かり屋（6号）
【作事関係部材】
大橋之板（1号）、橋之道具（4号）
【普請・作事関係者】
該当事例なし

(2) 酒井忠勝城主時代

【小浜城】
小濱之城（7号、16号、17号）、小濱城（21号、59号、67号、69号、77号）、城（31号、42号、57号、60号）、小濱（36号、71号）
【曲輪】
西之丸（15号、16号、18号、19号、21号、30号、31号、36号、38号、47号、48号、49号、50号、57号、60号、65号、72号、74号、79号、80号、89号）、西ノ丸（51号、68号、98号）、西丸（17号、21号、59号、86号）、二之丸（15号、35号）、二ノ丸（39号、41号、51号、63号、80号、87号、98号）、二丸（99号）、本丸（43号、44号、51号、54号、63号、64号、71号、73号、74号、77号、78号、79号、81号、83号、84号、86号）、御本丸（65号）、三ノ丸（51号、72号、78号、84号、90号、92号）、三丸（59号）、北之丸（64号、74号）、北丸（74号）、惣構（91号）
【普請構築物】
天守之臺（25号、27号）、土臺（27号）、石垣（7号、15号、16号、17号、19号、20号、21

号、25号、31号、36号、47号、49号、50号、55号、56号、57号、58号、60号、61号、66号、67号、73号、74号、75号、76号、77号、78号、79号、80号)、石かき (58号)、堀 (7号、15号、93号)、土手 (15号、73号、81号)、升形 (65号、72号)、升形石垣 (67号)、虎口 (66号、67号)、船入 (19号、55号、59号、60号、82号、84号)、舟入 (55号、57号、62号)、舟置所 (62号)、船置候所 (57号、59号、60号)、すい門 (21号)、土橋 (31号、60号、72号、80号)、もとの石垣 (31号)、見付 (56号)、波留之石垣 (57号、59号)、波留の石垣 (58号)、波留ノ石垣 (58号)、なミとめの石垣 (58号)、波留石垣 (61号)、城廻石かき (58号)、水留石垣 (59号)、与州松山の城之石垣 (58号)、塩留之石垣 (60号)、古石垣 (60号)、地形 (60号、75号、81号)、川辺之石垣 (67号)、櫓台之石垣 (67号)、裏石垣 (74号)、埋門 (75号、79号、80号)、くいちかひ (75号)、武者走り (76号)、武者走り之石垣 (76号)、犬走 (79号)、つき出し (79号)、築出し (80号)、橋台 (80号)、古堀 (91号、92号)、がんき (15号)、かんき (75号)、石かんき (75号)、井戸 (44号)、水たゝき石 (15号)、水たたきノ石垣 (15号)、水たゝきの石垣 (31号、66号)、水たゝき石垣 (58号、60号)、城廻惣水たゝきノ石垣 (42号)、水たゝき (56号、57号、60号)、水たゝき根石 (31号)、土留水敵 (77号、78号)

【普請関係部材】

かい石 (15号、61号)、よせ石 (16号)、石つら・ひかへ (18号)、角石 (18号)、平石 (18号)、石 (18号、19号、20号、31号、42号、47号、56号、57号、58号、61号、70号、74号、77号)、うら土 (19号、21号)、堀之土 (19号)、古石垣之石 (21号)、捨石 (36号)、石垣之石 (38号)、石垣石 (46号)、外面 (38号、56号)、根石 (57号)、石つら (57号)、くり石 (74号)、石つら (74号)、ならし (74号、77号)、ならしの石 (74号、78号)、どだい (74号)、すり合 (74号)、のつら (74号)、石組 (74号)、

【作事構築物】

天守 (16号、19号、20号、24号、25号、27号、28号、29号、31号、32号、33号、34号、35号、37号、39号、40号、43号、47号、53号、58号、75号、78号、80号、98号)、殿主 (17号)、天主 (21号、23号、51号)、三重之天守 (25号)、小天守 (75号)、櫓 (7号、67号)、矢倉 (19号、21号、23号、30号、38号、42号、54号、66号、69号、73号、74号、75号、77号、78号、89号)、二重之矢倉 (21号)、多門 (54号、64号、65号、69号、73号、74号、75号、76号、77号、78号、84号)、たもん (63号)、御多門 (65号)、屏 (7号、15号、19号、35号、41号、66号、80号、81号、83号、92号)、屏 (23号)、門 (7号、67号、73号、75号、78号、79号、80号、87号)、角矢倉 (15号)、書院 (15号、75号、98号)、ちいさき書院 (81号)、小書院 (84号、86号)、鳥部や (15号)、鳥部屋 (80号)、かい鳥之居申候所 (41号)、座敷 (15号、41号)、おうへ (44号)、かわらべい (19号)、へい (19号、21号)、

60号、80号)、へいののき(21号)、しふん(28号、74号)、橋(28号、31号、37号、38号、42号、55号、79号、80号、92号、98号)、はし(42号)、らんかん(28号、31号、42号、80号)、板橋(31号、55号、72号、79号、80号、87号、96号)、大橋(55号)、湯殿(35号)、ゆとの(35号)、風呂屋ゆハカシ候所(35号)、居間(35号、80号、81号)、表之座敷(35号)、家(74号、81号、84号、98号)、家共(35号、86号)、小家(86号)、蔵(51号、71号、78号、90号、94号)、大手門(51号)、西津門(51号)、本丸之家共(54号)、城中番所(56号)、城中所々番所(88号)、番所(65号、72号、78号、84号、87号、88号、94号)、御番所(65号)、中間番所(78号)、作事部や(58号)、長屋(64号、82号、84号、99号)、長や(58号)、厩(84号、99号)、馬屋(58号)、よしがき(60号)、せつちん(60号)、西津の橋(60号)、ひろ間(63号)、屋祢(78号、84号)、やね(63号、74号、75号、81号)、屋ね(98号)、かわらやね(73号、80号)、あかすの門(72号)、台所(74号)、本丸台所(86号)、長局(74号)、鉄砲蔵(74号、80号)、鉄砲部屋(74号)、広間(74号、81号)、拵(75号、79号)、折やね(75号)、ぬり切の拵(75号)、板かんき(75号)、御鉄砲置候卅間之蔵(76号)、表門(78号)、裏門(78号、82号)、かふき門(79号)、下屋敷(81号、84号、98号)、住居(81号、83号)、蔵屋敷(82号)、へいち門(83号)、料理之間(83号、86号)、土蔵(84号)、西丸へ出候口之門(86号)、海手之口々之門(86号)、す家(86号)、木戸(96号)、古家(98号)、屋敷(98号)、対面所(99号)、作事小屋(99号)、樹木屋敷(15号、31号、56号、57号、58号、96号)、樹木やしき(60号)、樹木屋敷鷹部や(31号)、百間橋(31号、42号、63号、65号、66号、67号、68号、72号、88号、89号、98号)、作事屋敷(56号、58号)、小細工屋敷(57号)、茶屋(98号)、塩硝藏(68号)

【作事関係部材】

材木(16号、19号、20号、21号、23号、35号、38号、42号、64号、73号)、白土(19号、27号、28号、37号、65号)、繩(19号)、すさハラ(19号)、竹(19号)、かわら(19号)、かハラ(28号)、矢倉之材木(19号)、くさまき(19号)、切組(21号、25号、73号、83号、98号)、きりくミ(28号)、木道具(84号)、道具(21号、64号)、ふき板(23号)、したミ(19号、28号)、したミの板(23号)、したミノ板(28号)、造作之道具(23号)、ぬき(21号、42号)、うて木(21号)、けた(21号)、柱(19号、21号、31号、55号、63号、75号、79号、84号、98号)、角柱(75号)、はしら(42号)、天守はふ(27号)、腰板(27号、78号)、こし板(37号)、かすかい(28号)、くさび(28号、98号)、くさひ(63号)、窓(28号)、戸(28号、35号、81号)、惣壁下地(28号)、壁(28号)、かべ(35号)、といふき(28号)、棟瓦(28号)、瓦の釘(28号)、しつくい(28号)、しふすミ(28号)、しぶすミ(28号)、うるし(28号)、板敷(28号、75号、81号)、かんなけつり(28号)、天守之壁・こまへ(29号)、柱

道具（31号）、丸木（31号、35号）、角木（35号）、ひら物（31号）、ぬき（31号）、かさ木（31号）、木柱（35号）、敷居（35号）、しき居（35号）、鴨居（35号）、ねだ（35号）、板敷（35号）、とい（35号）、えんの下（35号）、やねのくさひ（35号）、げきやうのほり物（35号）、はく（35号）、下地（84号）、薄下地（35号）、天守下之重之たてぐ（35号）、こけら（58号）、こけらふき（74号、75号、78号、81号）、足代木（58号）、足材木（64号）、古道具（58号）、つか柱（63号）、床（63号）、ゆか（81号）、むね（73号）、ふたへかへ（74号）、瓦ふき（74号）、かハラふき（74号）、たし材木（74号）、棟（75号）、ぬりだれ（75号）、ぬりたれ（75号）、ひさし（75号、86号）、庇（99号）、針（釘カ）（75号）、敷板（76号）、のこい板（76号）、戸ひら（79号）、はうあて（79号）、開戸（79号）、土戸（80号、83号）、まひさし（80号）、大戸（80号）、廊下（81号、83号）、らうか（86号）、郎下（98号）、立具（81号）、壺本戸（76号）、ふすま（81号）、障子（81号）、しやうし（81号）、こししやうし（81号）、ねた（81号、98号）、縁かわ（81号）、縁（81号）、たゞミしき（81号）、セうし（81号）、さく（84号）、橋板（87号）、こやくミ（98号）

【普請・作事関係者】

こうしや成もの（15号）、石垣たんれん申候もの共（18号、47号）、左様之儀たんれん仕候もの（57号）、たんれん仕候もの（42号）、穴生（19号、25号、47号）、穴生之上手（25号）、穴生をも上手を呼念を入見せ候て（25号）、手木之もの（47号）、奉行之者（19号）、日用（21号）、大工（23号、25号、31号、33号、34号、60号、75号、83号）、大工共（24号、25号、31号、54号）、能大工共（64号）、大工善四郎（24号）、大工源四郎（73号）、源四郎（75号）、中井五郎助（27号、28号、29号、39号）、大工頭（73号）、大工棟梁（28号）、京の大工（75号）、国元之大工（75号）、やうすよく存候者（28号）、普請之功者成もの（29号）、天守奉行人（29号）、奉行之者（29号）、手伝之者（31号）、足軽（31号、92号）、中間（31号、92号）、役之者（31号）、奉行人（31号）、職人（32号、34号）、諸職人（33号、34号）、棟梁衆（39号）、普請之者（56号）、普請奉行（57号）、石垣築せ候ものとも（57号）、年寄たる者（60号）、家中役之もの（61号）、作事奉行（73号）、下奉行（73号）、三人之作事奉行（66号、83号）、四人之作事奉行（73号）、三人之大普請奉行（73号）、普請奉行人（73号）、目付之者（73号）、四人之奉行（73号）、下奉行（73号）、三人之年寄共（73号）、兩人之勘定奉行（73号）、普請之もの（78号）、普請仕候者（92号）、家中之役人（92号）、左官（45号）、庭をも作候もの（81号）

【その他】

石垣つき候儀（18号）、石垣普請（19号、48号、60号）、土俵（19号、50号）、土取之儀（21号）、つきはらミ（25号）、てふの初（26号）、鋸初（30号）、天守作事（26号）、天守へかね入

候ぢやう（37号）、かね奉行（37号）、天守入口惣かき（37号）、上棟之儀（39号）、岩くミ（56号）、入角（57号、79号）、矢さま（58号）、石垣のかたち（60号）、木形（66号）、いつも石取申所（70号）、作事場（73号）、作事之小屋場（73号）、普請場（73号）、地らい（74号、76号、78号）、入口（74号、96号）、下の重（75号）、上の重（75号）、仕切（76号）、出入之口（76号）、内ノ仕切（76号）、口（76号）、堀へおり候口（79号）、けんくハん（80号）、裏口（80号）、造作（81号）、造作付（81号）、造作以下之仕様（83号）、庭（81号）、泉水（81号）、泉水の堀（81号）、うわ土（82号）、寄付（83号）、根つき（84号）、柳堤へ出候口（88号）、西津なわて（88号、89号）、繩はり（57号、58号）、繩張（68号）

※7号、17号、59号、67号、77号、91号は老中奉書

※26号、30号、53号、65号は小浜年寄連署状

※46号、63号、83号、90号は江戸年寄連署状

※61号は江戸年寄覚書

（3）酒井忠直城主時代

【小浜城】

該当事例なし

【曲輪】

本丸（102号、103号）、二丸（102号）、三丸（102号）、北丸（102号）、西丸（102号）、外曲輪（102号）

【普請構築物】

石垣（100号、102号、103号）、犬走（102号）、水敲石垣（102号）、橋台石垣（102号）、升形石垣（102号）

【普請関係部材】

該当事例なし

【作事構築物】

櫓（100号、102号）、多門（100号、102号）、塀（100号、102号）、鉄砲蔵（100号）、柵（102号）

【作事関係部材】

該当事例なし

【普請・作事関係者】

該当事例なし

【その他】

見付（102号）

※102号、103号は老中奉書

小浜城修築関係プロセス

(『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書一』の中の史料編より)

【凡例①】 ★…小浜城普請許可の老中奉書を示す。

【凡例②】 『小浜市史』藩政史料編1にも収載されている文書（酒井忠勝書状、等）については、小〇〇号として示した。ただし、老中奉書と一部の文書については、小〇〇頁として示した。

年月日	発給者 → 宛所	内 容	文書番号
【京極高次・同忠高城主時代】			
(年未詳) 2. 19	京極氏奉行人5名 →三郡浦々刀祢中	▼小浜城の大橋の板を秋田の能代へ取りに遣わすため、当国（若狭国）の浦々の舟方共に申し付けて遣わすように（京極高次、或いは、同忠高より）命じられたので、「とね共」が小浜へ早々に来て、前々のように舟頭共を申し付けるよう指示。	1号
(年未詳) 2. 22	京極氏奉行人3名 →遠敷郡・三方郡 刀祢中	▼城の本丸の海手の方の「すて石」をする御用のため諸浦の船を集めて、石を積ませるよう（京極高次、或いは、同忠高より）命じられたので、浦々の船のうち3人乗り以上の船すべてを来る25日に必ず小浜へ来させるように申し触れるよう指示。小浜へ来させる船には1艘ずつに大きい石を積ませるよう指示。小浜へ来させる船には刀祢を1人ずつ乗せるよう指示。※「すて石」とは、小浜城本丸の海手の方へ石を運ばせて下ろす、という意味か？	2号
(年未詳) 2. 22	京極氏奉行人3名 →内川刀祢中	同 上	3号
(年未詳) 7. 9	赤尾伊豆守 →小川五右衛門・ 山路勘右衛門	▼今回の大水にて、橋の道具や材木が近くの浦々へ流れたと思われ、竹原・小松原へはこちらから申し遣わして、昨日も木・道具について船を出して拾い集めた。これらは多く集まっているが、拾って隠している場合もあるので、厳しく念を入れるように指示。竹原・小松原より集めた材木はこちらの門の内に受け取って置いてあることを伝える。	4号
寛永8. 12. 6	桑村次郎兵衛	▼御用舟目録（借舟のこと）→二の丸の「御かり屋」（御仮屋）の御用のため130丁を箱作事奉行衆へ渡す。	6号
【酒井忠勝城主時代】			
寛永11. 8. 12	老中4名 →酒井忠勝	★老中奉書→小浜城の石垣・堀・櫓・門の破損修復を許可。堀へ砂が入ったところの堀浚を許可。	7号 小34頁
(寛永12) 1. 13	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼当夏（今年の夏）の石垣（普請）に關係するため、（石垣普請の支障になるので）西の丸の土手の「実植」（植えてある、という意味か？）の椿・山茶花などを樹木屋敷の茶屋あたり、高浜・熊川・佐柿・敦賀茶屋の庭のあたり、そのほか家中の者、建康寺へも望み次第に渡して植えさせることを指示。 ▼西の丸の石垣は、酒井忠勝が5月に小浜へ着いたならば、6月初めより築かせることを指示。去年の石がどれくらい残っているのか、それ以外に石がどれくらい必要なのか、ということを「こうしや」（功者）の者によく見積らせ、不足分の（石の数を）決めるよう指示。3月朔日より普請を開始し、石を取らせるよう指示。 ▼西の丸の角櫓は、去年より申し越しているように、「三ツ分之儀」（櫓3ヶ所の分）も前もって準備するよう指示。 ▼二の丸書院前の堀の向いの堀が破損したことについて、去年申し越したが、この頃は時期もよいので、新しく掛け直すよう指示。ただし、鳥部屋と共に座敷前なのできれいに掛け直すよう指示。このところは、水敵石などが抜けて悪くなっているので、「りつはよく」（立派に、という意味か？）飼石をも（入れて）、その上であまりに悪い箇所は（石垣を）築き直すよう指示。鳥が上がるところには2ヶ所くらい雁木をつくるよう指示。あまり手間が入らないように申し付けるよう指示。去年の指図を添えて遣わすことを伝える。座敷の前なので堀と水敵の石垣について「りつはよく」申し付けるよう指示。	15号 小22号
(寛永12) 2. 9	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼小浜城天守と西の丸の石垣（の普請許可）については、（すでに将軍の）御意を得ているので、当年中に普請を申し付ける予定である旨を伝える。「よせ石」（集める予定の石、という意味か？）と、注文している材木が早速に届くようにするよう指示。内々に申し付けておいた通り1ヶ月に2度ずつ、変わったことがなくても、細かなことを申し越すよう指示。	16号 小23号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

寛永12. 2. 11	老中3名 →酒井忠勝	★老中奉書→小浜城天守を建てる事と、西の丸の北・南・西三方の石垣を1間上げて築き直すこと、所々の破損を修復することについて許可。	17号 小34頁
(寛永12) 2. 18	酒井忠勝 →三浦七兵衛他5名	▼西の丸の築き直しの（石垣）石については、先日申し遣わしたように米屋弥右衛門そのほか、「其元」（小浜）でも「石垣たんれん申候もの共」（石垣について熟達した者共、という意味か？）に相談して、石面や石の控えについて、どれくらいの石がよいのかを決めて、石を取らせるよう指示。 ▼角石は平石より少し大きい石がよい、ということを伝える。 ▼石垣を築くことについては、酒井忠勝が（将軍より）御暇をもらって國元に帰るか、そうでない場合は、酒井忠勝からしかるべき者を1人遣わして（普請の）「様子」を（酒井忠勝から）申し遣わすので、（現在は）石を多く取らせておくことを指示。	18号 小24号
(寛永12) 4. 6	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼酒井忠勝は、6月中に（将軍より）御暇をもらえたならば、7月朔日・2日頃より天守と西の丸石垣の普請を申し付ける予定なので、その前に材木と石が届くようするよう指示。 ▼西の丸の石垣については、穴生を2、3人も雇った場合、（あとは）「我等もの」（小浜藩家臣）だけで築くことができるのか、という点を奉行の者が相談するよう指示。もし、そのように出来ない場合は、米屋弥右衛門に頼み、その上、「我等者共」（小浜藩家臣）をも加えて築かせるので、この「両様」を考えて、早々に（酒井忠勝のところへ）申し越すよう指示。 ▼船入の石垣を築くには、土俵（土のう）が多く必要なので空き俵を多く準備するよう指示。 ▼天守については、中井五郎助に「爰元」（江戸という意味か？あるいは、酒井忠勝のことを指すか？）にて頼み、近日（中井五郎助が小浜へ）来た時に、詳しく申し越すよう指示。 ▼白土（白い漆喰）の準備をするよう指示。 ▼縄（の準備）についての指示。 ▼「すさハラ」（壁土に混ぜる刻んだ藁や紙、麻など）（の準備）についての指示。 ▼竹（の準備）についての指示。ただし、竹については、今は時期が悪いので7月の末に切らせるよう指示。 ▼「大なをし竹」（具体的な意味は不詳）は領分にはないので、「壳竹」を安い時期に準備するよう指示。 ▼瓦については、油断なく急を入れて焼かせるよう指示。 ▼西の丸の石垣が完成したら、3ヶ所に櫓を上げ、その間は瓦塀にするよう申し付ける予定なので櫓の材木「三ツ分」（櫓3ヶ所の分の材木）を塀・柱（の分）以下まで油断なく山より取らせるよう指示。 ▼天守・櫓の「ふきそぎ」（意味不詳）に「ちやう木」（意味不詳）が必要なので、「壳木」を安い時期に準備するよう指示。 ▼塀・櫓の「したミ」（下見板）に必要なので、「くさまき」を安い時期に準備するよう指示。 ▼西の丸の石垣には、裏土が多く必要なので、内々に申し付けるよう指示。埋まっている塀の土を取らせて、適当な場所へ置いておくよう指示。	19号 小31号
(寛永12) 4. 21	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼小浜にて普請（の準備）を油断なく申し付けているか、石はどれくらい取っているか、材木は山よりどれくらい出しているか、というこの「様子見分」のため太田清兵衛を派遣することを伝える。そして、この者が（江戸へ）帰った頃に、小浜へ届いている石・材木について目録にして（酒井忠勝のところへ）送るよう指示。 ▼先日も申し遣わしたように、酒井忠勝が6月に小浜へ到着し、7月朔日より石垣と天守の普請に取り掛かる予定なので、それ以前に必要なものを支障がないように準備するよう指示。金銀などが多く必要な場合は、酒井忠勝のところへ申し越すよう指示。そのほか、小浜にて準備すべきものは少しも油断しないよう指示。	20号 小32号
(寛永12) 5. 21	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼小浜城まわりの堀へ洲が押し出してきているため、6月初めより、その土を日用にて取らせて、西の丸の石垣の裏土にするので、「手寄能所」（集めるのに良い場所、という意味か？）に溜めておくよう指示。 ▼去年（寛永11年）申し付けた西の丸の石垣のうち、築き直しの箇所に二重櫓を3つ建てるこを伝える。このうち、1つの櫓は去年「切組置候矢倉」（すでに木を切って櫓として組み立てる形にしてい	21号 小35号

		<p>る、という意味か？）としているので、残りの2つの櫓の分（の材木）を山より取らせるよう指示。ただし、櫓の間数は下の重が3間×4間、上の重が2間×3間として櫓2つ分（の材木）を取らせるよう指示。</p> <p>▼この櫓の間は塀にするので、間（数）の見積りをして、塀・柱・貫・腕木・桁などを準備するよう指示。</p> <p>▼天守の「道具」（材料という意味か？）は、去年秋田へ注文した材木のほかに、小浜にて取った材木を糸屋宗貞（敦賀の豪商）から「其方」（三浦七兵衛・田中采女）などへ渡すことを伝える。そして、（天守作事用の材木が）どれくらい準備できたか、について尋ねる。</p> <p>▼西の丸の石垣の高さは、現在の塀の軒通り（の高さに）築き上げる予定なので、「古石垣」の石を混ぜて念を入れて見積り、少し多いくらいに（石を）取らせるよう指示。ただし、水門のところの石垣は新規に（築く）ので、そのように見積るよう指示。</p>	
(寛永12) 5. 27	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女	▼去る20日の書状が今日27日に到着し披見したことを伝える。天守の材木が届き、船より上げたことを了承。（今回、天守の用材として）披った以外にも（船には）材木を積んでいるとのことであるが、（材木の）値段を見極めて買うように指示。	22号 小36号
(寛永12) 6. 23	酒井忠勝 →—	▼小浜城の天守・櫓・塀の材木のこととは、以前より申し付けているので、そのように準備することを指示。そのほかに、葺き板（屋根を葺く板）・下見板・製作の道具については、大工によく見積られて、少し余るくらいに買って準備しておくように指示。	23号 小39号
(寛永12) 7. 23	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼天守（の作事を）おこなう大工共は京都より若狭へ来て（天守の作事を）おこなっているのか、ということについて尋ねる。2、3日中に大工の善四郎を（小浜へ）遣わす予定なので、その時に詳しく述べ（酒井忠勝のところへ）申し越すように指示。	24号 小41号
(寛永12) 7. 26	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼天守台を穴生に見せたところ、「つきはらミ」（築いて孕んだ、という意味か？）ではなく、「自然と」（おのずと、或いは、たまたま、という意味か？）その後孕んだ箇所があるので、天守を建てることはどうであろうか、と（穴生が）言った、ということを（酒井忠勝のところへ）申し越したことを述べる。それについて、孕んだのは何ヶ所であるのか、「一ひら」（一方という意味か）のうちであるのか、その孕んだ箇所だけを築き直した場合、どれくらい手間が入るのか、とにかくすべて築き直しなければ天守を建てることができないのではないか、という点を尋ねる。こうした点をも吟味せず、「亀相」に申し越したことを「不念千万」として叱責する。孕んだ箇所については、15～20日以内に築き立てれば、当年中に天守を建てることができる、という点を伝える。天守台がすべて悪くなっていて、築き直した場合、当年に天守を建てるることは不可能になるので、大工共がいまだに（作事に）とりかからないのであれば、当年は（天守を建てるることは）延期されるであろう、ということを伝える。ただし、もし（天守の作事に）取りかかるのであれば、「切組」だけをしておくことを指示。天守台について、「穴生之上手」（穴生の中でも熟達した者、という意味か？）を1人でも2人でも早々と呼んでもよく見せて、悪い箇所だけを15～20日以内に、（築き直しが）完成するのであれば、他の普請は差し置き、早々に築き直させるよう指示。天守台が「四方ながら」（四方共に、という意味か？）悪くなっていて、三重の天守（を建てた場合、天守台の石垣が）持たないと（穴生が）言うのであれば、当年は天守を建てることはできないと思われるので、大工を遣わすことについては右の通り（延期のことを指すか？）にするよう指示。「大キ成儀」（重要な事項、という意味か？）であり、その上、遠路であるにもかかわらず、「不念」の申し越しの状況は、もっての外であるとして叱責。このように、だらしない報告であれば、何事もできない、として叱責。	25号 小42号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

		とにかく、「四ひらの石垣」（四方の石垣、という意味か？）が悪くて天守を建てることができないのであれば、小野貞則に相談して、当年は「切組」だけにしておくよう指示。いまだ、大工を入れていないのであれば、（作事に）取りかかることは無用であることを指示。この件に関する返事を一刻も早く京都からの継飛脚の「便宜」にて（酒井忠勝のところへ）寄越すように指示。板倉重宗（京都所司代）へ頼んで、京都へ（小浜からの）書状が来たならば、継飛脚にて早々に（江戸へ）下してもらうように、板倉重宗の留守居衆へ申し遣わすように指示。	
(寛永12) 7. 26	三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助 →羽賀寺	▼天守作事の手斧初め（ちょうなはじめ）の吉日について、先日申し入れたところ、今日26日とされたが、少し支障があって今日（の手斧初め）は延期されたことを伝える。よって、明日より2、3日以内にて吉日を選定してもらうように依頼。	26号
(寛永12) 8. 8	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼中井五郎助が若狭に来て天守台を見たところ、（天守を建てることに）支障はないので、土台に念を入れて定める、ということを了承。（天守を建てることは）「末代之儀」であるので、少しであっても心にかけるところがあれば、しかるべきように申し付けるように指示。天守は9月初めに建てるよう指示。酒井忠勝が（将軍より）御暇をもらって国元に帰れば勿論であるが、たとえ、（将軍より）御暇がもらえなくとも、天守は当年中に建てるよう指示。 ▼天守の破風は、こちら（酒井忠勝）では、黒塗りにするよう相談していたが、（黒塗りにすると）遠くから見えなくなるので、白土（白い漆喰）にするように指示。雨風にて破損しないようにできるだけ念を入れて、白土にするよう指示。 ▼腰板より上の3分の1（の部分）を白土にすることについては、酒井忠勝が国元の小浜に帰ったならば（実際に見て）注文するということを伝える。もし、酒井忠勝が国元に行けない場合は、しかるべき人を1人派遣するので、「様子之儀」を細かく申し越すよう指示。	27号 小44号
(寛永12)カ	(酒井忠勝) →—	「天守このみノ覚」（天守に関する酒井忠勝からの注文、という意味と思われる） ▼風の強いところなので、鎧（かすがい）・楔（くさび）・切組にできるだけ念を入れて申し付けるよう指示。 ▼いずれも窓は格好がよいようにするよう指示。戸の開け閉てが自由になるように念を入れるべきことを指示。 ▼惣壁の下地については、できるだけ念を入れるよう指示。 ▼壁については、10月末になると凍るので（寒気のため固まる、という意味と思われる）、10月15日より前に白土（白い漆喰）まで完成させるように急ぐように指示。 ▼白土については、できるだけ念を入れ、よい白土にて塗らせるよう指示。 ▼白土を付ける時期については、下塗り（のあと）できるだけ干して、少しも湿り気がなくなった頃に（白土を）塗らせるよう指示。 ▼瓦（を葺く際には、その下地として）土居葺きには念を入れるよう指示。 ▼瓦はどのようにも十分に手間を入れて、結構によく置かせるよう指示。 ▼瓦は軒通りの出入りが無いように念を入れて置かせるよう指示。 ▼棟瓦の格好が肝要であることを指示。 ▼瓦の釘はいずれも漆喰にて詰めさせることを指示。 ▼鷲吻（鰐のことを指すと思われる）については、風が強いところなので念を入れて丈夫に作らせるよう指示。勿論、歪みがないよう格好が肝要であることを指示。 ▼「瓦はな」の下見板は渋墨にて念を入れて塗らせ、その上を漆にて3回ほど塗らせ、念を入れて打たせるよう指示。 ▼下見（板）については、先日も申し越したように、渋墨にて念を入れて塗らせ、その元を漆にて2回押さえるよう指示。この点については縁（ふち）も同様であることを指示。 ▼窓を開けるところ（建築設計上、窓をどこにつくるか、という意味と思われる）については、先日、こちらから絵図を作成して送つたが、小浜にて中井五郎助、そのほか大工棟梁がおこなうので、様子をよく知っている者と相談して、よいようにするよう指示。 ▼板敷きについては、いずれも鉋削りにするように指示。 ▼橋については、欄干以下までしかるべきように申し付けるよう指示。	28号 小45号

(寛永12) 8. 13	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼9月初めに天守を建てる日取りについて、天海大僧正に考えてもらつたので、この3日のうちからよい日を選ぶよう指示。天守を建てることが遅れた場合、(これから寒期に入るので)壁が凍るため、できるだけ急いで早く建てるように指示。天守の壁木舞は、おろそかにできないので、天守を建てる際には、度々、「普請之功者」に聞いてできるだけ念を入れて壁木舞を申し付けるよう指示。天守(作事の)奉行人は誰に申し付けたのか報告がないことを叱責。奉行の者は肝要であるので、「常之普請」のように思わないように(注意すること)指示。3人(三浦七兵衛・田中采女・青山右馬助)が、毎日、朝・晩の見回りに念を入れるよう指示。 ▼天守を建てる時には、事前に中井五郎助を呼んで、棟上げするまでとどまらせるように指示。中井五郎助が小浜に来たならば、米・大豆・味噌・塩・薪等が不足しないようにこちら(酒井忠勝)からの貯いにすることを伝える。伝馬についても朽木までは借りるように指示。できるだけ馳走するように指示。	29号 小46号
(寛永12) 8. 23	三浦七兵衛・ 田中采女正・ 青山右馬助 →羽賀寺	▼西の丸に櫓を建てるので、鉄初め(ちょうどなはじめ)の吉日について見てもらうように依頼。	30号
(寛永12) 8. 24	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼小浜町からの入口にあたる百間橋は「往行之道」(参勤交代のルートにあたる、という意味か?)になるので、早々に申し付けるよう指示。これ以前のように、土橋に欄干をつけ、柱道具を丈夫にして、以後まで持ちこたえるように念を入れるように指示。これ以前の橋よりは少しあ出来は良いようにするよう指示。 ▼板橋より樹木屋敷へ通っている道が、20間くらい「おしきり」(破損した、という意味か?)になったことについて、これも「往行之所」であるので、一刻も早く申し付けるよう指示。しかし、いいかげんにすると、再び切れるので、水敵の根石などは石の大きいものを使って丈夫にして、両方ともに築き立てるよう指示。ただし、もとの道は狭いので、東の方へ2、3尺も広げるよう指示。橋から通っている「口の地形のくらい」を考え、もとの道よりも石一つ並みに高くするよう指示。ただし、小浜での見分次第にするよう指示。 ▼西津へ城から出る口の橋も早々に掛けさせるよう指示。これ以前の橋は(状態が)悪いので柱以下を丈夫に念を入れ、土橋にして脇に欄干を付けるように指示。これ以前(の橋は)欄干が竹であつて、粗末であったので、(今回は)丸木に平物にて貫を通し、上に笠木を付けるよう指示。いずれも橋の脇は、うねうねと曲がっていて見苦しいので、割竹か何かで立派に囲ませるよう指示。 ▼樹木屋敷へ通る橋と西津へ通る橋はいずれも掛けさせるよう指示。 ▼(百姓を道や橋の破損修復に動員する関係で)西の丸の石垣(普請)は当年(寛永12年)はおこなわないので、石を取ることをやめて、天守のみ手伝いの者を200~300人程申し付け、そのほかに家の足軽・中間・役の者をすべて出して奉行人を所々に申し付けて、手伝いを割り渡すように指示。大工も若狭国内の敦賀までの大工を(動員して)所々に割り付けるよう指示。以後までのことなので、いずれも丈夫に念を入れて申し付けるよう指示。ただし、橋は度々切れるので、不必要的造作は無用であると指示。 ▼方々崩れた水敵の石垣は、もとの石垣は粗略なものであったので、今回は念を入れもとの石垣に石一つ並み(石一つ程度という意味か?)に高くするよう指示。このことについては、内々に嶺尾兵左衛門・糟谷勘右衛門に去年申し付けているので、この2人が覚えている、ということを伝える。石が足りない場合は、西の丸の石垣の用意として取った石を見はからって使うことを指示。 ▼樹木屋敷の鷹部屋などは、あまり必要ないので、ひしゃげているのであれば、解体しておくように指示。	31号 小47号
(寛永12) 9. 7	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼天守を建てる職人共が金を受け取りたい旨を言った場合は、「細工之積り」(仕事の出来具合という意味か?)を考えて、何時でも「三ツ物一残式ツ分」(3分の2という意味か?)を渡すように指示。この銀子は大津の銀子を京にて渡すよう指示。若狭にて受け取りを希望する者には若狭にて渡すよう指示。もし、(銀子ではなく)扶持方以下の米などの受け取りを希望する者には、そのように渡すよう指示。作料が遅れて迷惑をかけないようにするよう指示。	32号 小48号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

(寛永12) 9. 10	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼天守を建てるについて、大工をはじめ諸職人が前金を欲しがった場合は、「細工之仕様」を考えて「三ツ之物半分、或三ツ之物式ツ」（2分の1、或いは、3分の1という意味か？）程ずつ渡すよう指示。これについて、大津の銀子を京にてすぐに渡すように指示。小浜にて受け取りを希望する職人には、小浜にて渡すことを指示。扶持方の米が必要であろうから、米もつりあう量をそれぞれ渡すよう指示。すべて指図については、相談して念を入れるべきことを指示。	33号 小51号
(寛永12) 9. 12	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	▼天守を建てるについて、大工をはじめ諸職人が前金を欲しがった場合は、細工の仕様を考えて、金を出し過ぎないように渡すことを指示。京にて大津の銀子をすぐに渡すように指示。小浜にて受け取りを希望する職人には、小浜にて渡すことを指示。扶持方の米が必要であろうから、米もつりあう量をそれぞれ渡すよう指示。「替り」（作料のことか？）などを渡すことができずに、職人以下が迷惑しないように指示。すべて「指引」（前金の増減という意味か？）については、相談して念を入れて渡すべきよう指示。 ▼小浜での（作事の）状況を現時点で詳しく（酒井忠勝へ）報告しない点を叱責。天守についても、（9月）2日には柱立てがおこなわれたと思われるが、天守を建てるという吉事にもかかわらず、こうしたことを飛脚にて報告しない点は「不審千万」である、として叱責。	34号 小52号
(寛永12) 10. 19	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 深栖九郎右衛門・ 田中采女・ 青山右馬助	▼去年、酒井忠勝がいた二の丸には湯殿がなかったため不自由であったので、奥の酒井忠勝の居間の北西の角に、この指図のように早々に申し付けるよう指示。材木については、丸木・角木などを取り混ぜて造作が必要ないようにするよう指示。古い家などを壊した木柱などもあれば取り合わせるように指示。勿論、戸・敷居・鴨居なども古くてもよい旨を指示。根太・板敷などを丈夫にするよう指示。敷居の際へ（湯殿の）水が来ると、やがて腐るので方々を低くして極めて「水やり」をするように指示。 ▼この湯殿の北の方にある扉の間が詰まってしまい、風呂屋の湯沸かしをするところへの道が自由であれば、南へ（湯殿の？）中央を出すように指示。 ▼当月（10月）の末、或いは、来月（11月）の初めに（酒井忠勝が将軍より）御暇をもらって（国元に帰ることができれば）、（国元の小浜で）越年することになるので、居間の壁のすきまや縁の下から風などが吹き入れないように修理させるよう指示。屋根の楔などもよく締めさせるように指示。そのほか、表の座敷の家などを修理することについてもよく申し付けるように指示。 ▼天守の懸魚の彫り物に箔を押すことは無用である旨を、昨日、繼飛脚で（酒井忠勝のところへ）申し越したこと了承。（天守の懸魚の彫り物には）確かに念を入れて黒く塗らせるように指示。ただし、「薄下地」にして、現在おこなっている直しに手間が要るようであれば、格別のことなので、再度申し越すように指示。 ▼天守の下の重の建具の様子については、去る5日に指図に書き付けをさせて送ったことを伝える。もし、（その指図が）届かない場合は、（天守）下の重の指図を作成して早々に申し越すように指示。	35号 小53号
(寛永12) 10. 27	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 深栖九郎右衛門・ 青山右馬助	▼小浜城西の丸の石垣の外に捨石がある磯辺、そのほか西津待屋敷のうしろの捨石がある磯辺、小浜町浦の捨石がある磯辺は、磯などで捨石のあたりに、昔から小さく一段と良い礎（かき）が少しはある、ということなので、厳重に法度を申し付けて取らせないように指示。まず、試しに少し取らせて料理をして食わせて、その様子を申し越すように指示。	36号 小55号
(寛永12) 11. 11	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 深栖九郎右衛門・ 青山右馬助・ 田中采女	▼先月（10月）晦日、当月（11月）3日の書状が昨日に届き披見した旨を伝える。天守と三ヶ所の橋が完成した旨を了承。天守はいまだ腰板を打っていない旨を了承。（天守の）腰板を打つ時に白土（白い漆喰）と腰板の堀目が汚れないように打たせるよう指示。 ▼先日も申し越してきた天守へ金銀を入れる吉日については、天海大僧正に選定してもらったので、この両日のうち、確かに小浜にても考えさせて、両日のうち特に良い日を用いるよう指示。 ▼銀子は10貫目入りのものをいすれも箱詰・釘付にして、箱に「銀子十貫目」と書き付けて薄いむしろにて包み、繩で縛って束ねて、その上にも「銀子十貫目」と札を書いて入れるように指示。金子は2000両入りのものを箱詰・釘付にして、箱の上に「小判式千両入」	37号 小59号

		<p>と書き付けて、これも薄いむしろにて包み、縄で縛って束ねて、「小判式千両入」と札を書いて入れるように指示。そのほか、金子500両・1000両、大判50枚・100枚、銀子100枚・200枚・5貫目・7貫目については天守に入れないよう指示。（これらは）「はし金」（意味不詳）にして、去年申し付けた箱に入れておき、「小遣」（少しづつ使う、という意味か？）にするように指示。銀子については、200貫目が貯まつたならば、何時でも天守へ入れるよう指示。50貫目・100貫目は金箱に残しておき、「小遣」にするようにして、天守（に貯蔵した）金をたびたび取り出さないように指示。</p> <p>▼天守へ金を入れる（時にかける）錠の「荷」（錠の上に付ける付箋のようなものを指すか？）は、酒井内匠・三浦七兵衛・田中采女が付けるよう指示。「上荷」は、板山清太夫・阿部九郎兵衛・鈴木八左衛門・吉田喜左衛門・飯島理右衛門に付けさせるよう指示。錠の口（一文字分欠損）には金奉行5人の判を押して、三浦七兵衛のところへ預けておくように指示。天守入口の惣鍵についても同様にするよう指示。</p> <p>▼（天守へ）金を入れる同日に、鉄砲10挺・弓10張・鎌10筋・長刀5振・具足10領を特に（天守の）二重目に入れておくように指示。ただし、具足は甲がある馬乗具足を入れるよう指示。</p> <p>▼銀子を入れることについては、人に知られないようにして、諸家中の者へも隠して入れておくように指示。</p>	
(寛永12) 11. 18	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 深栖九郎右衛門・ 田中采女・ 青山右馬助	<p>▼西の丸の石垣（に必要な）石について、大方の見積りをして、去年（寛永11年）のように3月朔日から外面より石を取らせるように指示。</p> <p>▼西の丸の新規の櫓3つの材木を、今回は橋の材木に取り替えて使用したので、不足分の材木の目録を作成して、来年（寛永13年）、山にて取らせるように指示。</p>	38号 小60号
(寛永12) 11. 22	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 深栖九郎右衛門・ 青山右馬助	<p>▼去る10日・13日の書状が届いて披見したことを伝える。</p> <p>▼天守の上棟について、去13日（11月13日）が吉日であったので、中井五郎助も12日に来て、13日の辰の刻（午前8時頃）に天気も良い中で終了した旨を了承。</p> <p>▼（天守の上棟があった）13日の晩に二の丸にて振る舞いがおこなわれ、棟梁衆へ銀子を遣わしたこと了承。</p>	39号 小64号
(寛永12) 11. 27	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 深栖九郎右衛門・ 田中采女・ 青山右馬助	<p>▼天守へ金銀・諸武具を入れることについて、いまだ入れていないのであれば、金銀・武具を入れる少し前に、水桶に2つ入れて、それを引き、次に金銀・諸武具を入れるべき旨を天海大僧正が仰せられたので、その心得をするように指示。ただし、もしすでに武具を入れ終わつたのであれば、支障はない旨を伝える。</p>	40号 小65号
(寛永12) 12. 7	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中采女・ 青山右馬助	<p>▼二の丸の座敷の前の飼鳥がいる所の塀については、先日申し越した鳥さえ逃さなければ支障はないので、まず当年は差し置いて、（来年の）春に様子を詳しく申し越し、その上で、拵え直すように指示。</p>	41号 小67号
(寛永12カ)	(酒井忠勝) →—	<p>▼橋の材木については、先日申し越したように、山より出した材木、そのほか敦賀などより取り寄せた材木（のほかに）、これでも足りない場合は、櫓3つの材木が小浜に届く予定なので、このうちにも先ず取り替えて使用するように指示。</p> <p>▼百間橋は、これ以前の橋よりも丈夫に念を入れ、欄干も付けて立派に申し付けるように指示。柱にも貫を一通り（通して）よいのであれば、鍛練した者に相談のうえ、申し付けるように指示。</p> <p>▼城より西津への橋についても、これ以前（の橋）よりも丈夫に念を入れ、欄干を付けて立派にかけさせるよう指示。これも貫を一通り通すべきであれば（そのように）申し付けるように指示。</p> <p>▼このほか、西津へ通っている道の橋も、いずれもしかるべきように修理させるよう指示。</p> <p>▼湯川の橋は、今回流れてしまった橋の「道具」（材料という意味か？）があるので、それを見計らい、掛けさせるように指示。これも、これ以前の橋よりも丈夫に申し付けるよう指示。</p> <p>▼城まわりの惣水敵の石垣は（このままでは）崩れると思われるので、これ以前よりも「見分」が良いように所々よりも石一つ並み程高く築かせるよう指示。</p>	42号 小69号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

(寛永13) 3. 13	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼天守にある金銀の書付を披見したことを伝える。この書付（の内容）よりは、小判（の量）が多いはずであるので、その点について不審である旨を伝える。この書付よりも後に（天守へ）入れた金銀についても、その合計を書き付けて、再度申し越すように指示。 ▼本丸にある「小遣之金銀」がどれくらいあるのか、についても書き付けて申し越すように指示。	43号 小79号
(寛永13) 3. 27	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼本丸の御上（座敷という意味か？）の前の井戸は、格別に水が良い旨を（前小浜城主の）京極忠高から言わされたので、よく（水を）取り替えさせて飲水として汲ませるよう指示。	44号 小80号
(寛永13) 4. 8	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼左官のことについては、近日、この方（酒井忠勝）より（小浜へ）遣わす予定であることを伝える。	45号 小83号
(寛永13) 4. 25	山川正次・ 深栖乗勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門	▼泊（現福井県小浜市泊）より石垣（構築用の）石が2000程届いた旨を了承し、油断なく申し付けるように、との酒井忠勝の指示を伝える。	46号 小86号
(寛永13) 7. 9 <small>(注1)</small>	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼小浜城天守に入れてある金銀の合計高について別紙に印判を押して申し越すよう指示。	47号 小92号
(寛永13) 7. 20	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼酒井忠勝は、今月中（7月中）、或いは、来月（8月）10日以前には、（將軍より）御暇をもらって（国元へ帰る予定である旨）を伝える。そうであるならば、西の丸の石垣は8月20日頃より取りかかったとすると、9月いっぱいには完成するのかどうか、という点について、計画を立てさせて、早々に申し越すように指示。石など（を集めること）について手間取らないように準備を申し付けるよう指示。もし、（石垣の完成が）10月の末にもかかるようであれば、来年の御普請（江戸城普請のことか？）のために、当年（寛永13年）は（小浜城西の丸の石垣普請を）おこなうことのできない旨を伝える。 ▼石垣（普請）をおこなうことになると、現在の「石垣たんれん申候もの共」（石垣普請に熟達した者たち、という意味か？）だけで（普請を）おこなうことができるのか、穴生や手木（てこ）の者などを雇わないといけないのか、という点についても早々に申し越すように指示。	47号 小93号
(寛永13) 7. 22	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼西の丸の石垣普請については、先書にも申し越したように、8月20日頃に仕立てても（普請を開始する、という意味か？）、40～50日の間に完成するのかどうか、という点を、推計して早々に申し越すように指示。	48号 小94号
(寛永13) 8. 14	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼西の丸の石垣（普請）については、当年（寛永13年）におこなうことができない場合は、また延期することになるので、（年内に完成するよう）9月10日頃より取りかかり、10月20日以前に完成するように申し付けるよう指示。手間取らないように指示。可児伊右衛門と黒宮三左衛門を明日（小浜へ）派遣するので、詳しいことは、この2人に申し遣わすことを伝える。	49号 小99号
(寛永13) 8. 27	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 都筑平右衛門・ 芝二郎左衛門	▼西の丸の石垣を築くことは、9月10日が吉日なので、先日、可児伊右衛門と黒宮三左衛門に申し遣わしたように、土俵（土のう）を作るように指示。	50号 小100号
(寛永13) 10. 16	芝二郎左衛門他5名 →羽賀寺	▼明日17日に東照権現様の御札を天守に押すことを（酒井忠勝が）思し召しているので、貴僧が明朝の六半頃（午前7時頃）に（天守に）来て（御札を）押してもらいたい旨の酒井忠勝からの指示を伝える。そのことを心得て明朝の未明に（小浜城へ）来るよう依頼する。	53号

寛永13. 11. 吉日	酒井忠勝 →酒井内匠頭・ 三浦七兵衛	▼本丸…酒井内匠頭。ただし、6人の天守「役人」のほかに確かな者を加えるべきこと。 二の丸…三浦七兵衛。そのほか、番の者。 三の丸の蔵のあるところ…田中又左衛門。 西の丸…鳥居彦兵衛。そのほか、若くても確かな者を加えるべきこと。 大手門…足達内蔵之助。そのほか、適當な者を加えるべきこと。 ※これは小浜城内の各場所の管理責任者（或いは、守備責任者）の名前を明確にしたものと思われる。	51号 小102号
(寛永14) 4. 7	酒井忠勝 →田中又左衛門・ 青山右馬介	▼この頃、敦賀・小浜などへ北国より材木船が多く来ているので、多門・櫓などの道具（材木という意味か？）として、これ以前に申し付けるべきであったが、足し道具の分（補助分の材木という意味か？）を、小浜の大工に見積らせて準備しておくように指示。先々には本丸の家などを作る予定なので、（材木を）買い置きしても無駄にはならない旨を伝える。道具（材木という意味か？）は準備させて置いておくように指示。本丸の多門・櫓の指図は、去年、酒井忠勝が小浜で申し付けた通りでよいので、そのように心得るよう指示。	54号 小107号
(寛永14) 8. 19	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 青山右馬介	▼板橋・大橋について、柱が下がったところは別の柱を建て替えさせて、橋が下がったところを上げさせ、破損箇所もついでに修復を申し付けるよう指示。 ▼西津舟入の川口、大橋舟入の川口は、今回の水（洪水の意味か？）により、これ以前よりも変わったのかどうか、洲崎の砂を押し払って狭くなっているか、また、ところにより、町浦などに砂が打ち寄せて海が遠くなったところがあるのか、という点についてのほか、青井山の際より西津の長谷川惣左衛門屋敷までの間で砂が打ち寄せて海が遠くなったり、また、これ以前の砂を押し払って海になったところ、など去年の石垣あたりの様子を詳しく申し越すように指示。	55号 小109号
(寛永15) 5. 13	酒井忠勝 →三浦七兵衛・ 田中又左衛門・ 芝二郎左衛門	▼普請の者は、どれくらい石を届けたのか、について尋ねる。大きい石は無用であることを指示。石垣を築く箇所は、磯谷善太夫屋敷より長谷川惣右衛門屋敷のはずれまで高さ1間の中程に築かせるので、その近辺へ石を寄せて置くように指示。 ▼樹木屋敷へ行く（ところの）作事屋敷の南にある見付は、水敵（石垣）を築かせるので、石を大方取ってきたら、申し越すように指示。ただし、石垣を築くことは、公儀（幕府）の御意を受けて、酒井忠勝より指示することを伝える。 ▼「外面」（石材の外見という意味か？）にて石を取るのであれば、「岩くみ」の見事なところへは手をつけないように指示。 ▼目付の者が城中の番所へも見回らず、「万事不精」にしている旨の報告を受けたことを伝え、その点について叱責。どうして、厳しく申し付けないのか不審である、と伝える。	56号 小125号
(寛永15) 5. 23	酒井忠勝 →田中又左衛門・ 芝二郎左衛門	▼西津の西方の「波留」の石垣は、各自が相談したところ築かせるべきことになったので、磯谷善太夫屋敷の「南ひら」より築き出し、西方の長谷川宗右衛門屋敷の北の角に「すみ」を立て、「北ひら」は「波構」のところまで「築すて」（築き捨て、という意味か？）にして築き留めにするように指示。石垣の高さは、根石以外は海より石面（いしづら）が見える部分が1間（になるように）築かせるように指示。1間より高くなると、3年前に築かせた西の丸の石垣に似かよってしまい悪いと思われる、ということを伝える。ただし、1間（の高さ）でも波が打ち寄せるようであれば、1～2尺は高く築いてもよい旨を伝える。 ▼西の「大ひら」に屋敷の「出入」（凸凹の意味か？）があると言われるので、2、3ヶ所に「おり」（折れの意味か？）をするように提案。また、「一なハ」（意味不詳）を築いてもよい旨を提案。蒲生源左衛門、普請奉行、石垣を築かせている者共、そのほか（石垣を築くことに）鍛練の者を連れて行き、よく縄張りをおこなって、石垣の高さや「万事築様之儀」について、詳しく絵図にして早々に申し越すように指示。石を近いところへ寄せておき、酒井忠勝よりのあらためての指示次第に、早速築けるように準備するよう指示。 ▼西には松が多くあるので、その松を切らないように縄張りをするように指示。ただし、石垣の「出入」（凸凹の意味か？）があって、（石垣を）構えることについては例外であることを伝える。城より西津へ出る橋と西の海より見て、見事になるように築かせるよう指示。いずれもよく相談して、縄張りをおこない、詳しく絵図に書き	57号 小127号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

		<p>付けをして早々に申し越すように指示。</p> <p>▼樹木屋敷へ行く道と小細工屋敷の南方の水敵（石垣）が完成した旨を了承。</p> <p>▼内々にこれ以前より申している船を置くところについては、3年前に城内へ舟入を石垣にて築いたので、その入角のところのまわりに石垣を築いて船をおくとよい旨を月崎助十郎が言っていた。よって、このところが現在でもよいのであれば、今回のついでに申し付けるので、石垣の仕様、内々の広さの間数を見分し、縄張りをして詳しく絵図にして申し越すように指示。ただし、大水などが出で構えが悪くなるようであれば、必要ない旨を指示。</p>	
(寛永15) 5. 29	酒井忠勝 →田中又左衛門・ 芝二郎左衛門	<p>▼作事部屋、長屋の（屋根は）柿（葺）にするよう指示。</p> <p>▼馬屋は、天守（を建てた時）の足代（足場）の木や古道具（古い木材の意味か？）などを見合わせて、15疋立にすることを了承。</p> <p>▼磯谷善太夫屋敷より長谷川惣右衛門（屋敷）のうしろまでの「波留」の石垣を早くも申し付けたので、4～5日中には完成する旨の報告に対して納得いかないということを伝える。すべて城まわりを石垣などにすることは、私（酒井忠勝）だけに限らず、日本国（中）の城持（大名）が（将军の）御意を得ずに、私として（城の石垣を築くことは）少しもおこなってはならないことを伝える。そのうえ、去年より今まで、西津の波留の石垣、そのほか、樹木屋敷の道と作事屋敷の南側に水敵石垣を申し付けることになったので、石を取るようには度々指示はしたが、石垣を築くようにとは一度も指示していない、として、この点を叱責。こちらでも、あまりに不審に思い、去年より度々申し遣わした留書を見たが、石垣を築くようにとは指示していない、として、この点を叱責。そのうえ、（磯谷）善太夫屋敷より（長谷川）惣右衛門屋敷までの波留の石垣は（石垣の高さについての）注文があるところであって、縄張りについては、誰が指図したのか尋ねる。石垣の高さや「おり」（折れの意味か？）にするところもあり、（酒井忠勝からの）注文があるところであることを伝える。理不尽なことをして（酒井忠勝からの）指示を待たずに石垣を築いたことを指す）、酒井忠勝の身代が果てるようなことをしたことは、もってのほかであるとして叱責。これ以前、蒲生源左衛門は公事（訴訟）の時に伊予松山城の石垣や矢狭間を切ることまで目安（訴状）に書き載せたものがあったと思うので、（蒲生）源左衛門に尋ねるように指示。</p>	58号 小129号
寛永15. 6. 15	老中3名 →酒井忠勝	★老中奉書→小浜城三の丸の外の西津侍屋敷うしろの波留の石垣を築くこと、西の丸の構えの外の南方にある舟入の方に水留の石垣を築いて舟を置くところにすることを許可。	59号 小35頁
(寛永15) 6. 17	酒井忠勝 →田中又左衛門・ 芝二郎左衛門	<p>▼磯谷善太夫・長谷川惣右衛門屋敷の裏の塩留の石垣と南側の水敵（石垣）は、この絵図のように早々に申し付けるように指示。（磯谷）善太夫屋敷の際の土橋のことについて（国元から）申し越したが納得がいかない旨を伝える。（国元から送ってきた）絵図が大きくなっていることを叱責。</p> <p>▼西の丸の南の洲崎に船を置くところについて、このような絵図では、場所はわかつても、石垣の「築様」（築く状態という意味か？）や万事の様子が納得できない、として叱責。広い紙に、古石垣・「すな間」（意味不詳）の間・舟入の水の流れ、なども細かく絵図にして、石垣の形をも書き付け、所々に間数をも細かく書き付けるよう指示。だれかに申し付けたその場限りの絵図を（酒井忠勝のところへ）送ってきた、として叱責。このような石垣普請は、かりにも公的なことであるので、年寄の者（家老の意味か？）を連れて行き、詳しく見分して、大工と絵心のある者なども連れて、注文をつけて指図を完成させ、（酒井忠勝のことろへ）送るように指示。当座の（仮の）葭垣・雪隠などを作らせて、こちらへ寄越す指図には、（仮のことなので）このように書き付ける必要はない旨を指示。舟入については、重ねて念を入れ、絵図を作成し直して、一刻も早く送付するように指示。</p> <p>▼この両所の石垣（普請）について（将軍の）御意を得た奉書を取ったので、その写しを（国元へ）送ることを伝える。これ（奉書）を証拠にして石垣（普請）を申し付けるように指示。</p> <p>▼舟入の絵図（を見たが）、このように水（面）に向かって石垣を築き出すと、以後の大水の時に水が詰まり、また、石垣も水の流れによって崩れると思われるることを伝える。東の古石垣の方から築き出す石垣を長く築き出して、西の方から築く石垣を内へ入れ、舟入の口を食い違いにして、西方より船を内へ入れるようにしてはどう</p>	60号 小132号

		<p>か、と提案。よくよく相談して、2種類にも3種類にも状況（を想定して）申し越すように指示。</p> <p>▼西津橋の際より（磯谷）善太夫屋敷の角までの水敵（石垣）は、あまり高くすると城へ向かって悪くなる、ということを伝える。西津の橋より樹木屋敷へ行く道の水敵（石垣）の（高さ）くらいにするように築かせるよう指示。ただし、今回築く水敵（石垣がある）道は間数が広いので、5～6間の道幅のうちでは屋敷の堀際の地形より、水敵（石垣）のところでは1尺～1尺以上低くなり、道の水が水敵（石垣）の方へ落ちるように築くよう指示。勿論、（磯谷）善太夫屋敷の東角から海の方の角までは、水敵（石垣）が1尺～1尺余も低く、海の方へ「成次第」に築き捨てにするよう指示。本道の地形（の高さ）にすると高すぎることになり、水敵（石垣）を高く築くと、以後の大水の時の水はけにも関係することを伝える。</p>	
(寛永15) 7. 8	(江戸年寄覚書)	<p>▼磯谷善太夫については、西津橋（の）波留石垣が早くも完成予定である。所々の石垣破損の修理は飼石などをする予定。</p> <p>▼家中役の者は当月に切り上げる予定。</p> <p>▼石などを取ることは、もはや必要ない。</p>	61号 小133号
(寛永16) 10. 20	酒井忠勝 →武久庄兵衛・青山右馬助・芝二郎左衛門	<p>▼洲崎町籠屋の際の舟入を埋め立てて屋敷にする旨について、絵図にして都筑外記に申し越したが、舟入があつても必要なれば、早々に埋めさせるように指示。もし、大水などの時に船を置くところがない場合、役に立つべきところであるのか、という点をよく調べて、（それでも）現在のように舟入があつても何の役にもならないならば埋めさせるように指示。</p>	62号 小154号
(寛永16カ)	江戸年寄連署状	<p>▼二の丸の広間の屋根を壊して、所々に楔などを締め、床の悪い束柱などを取り替えて床を直し、屋根を葺き直すべきこと。</p> <p>▼本丸の多門の絵図は、先年そちら（小浜）にて（作成を）命じられたので搜して（江戸へ）送るよう指示。（その際）そちら（小浜）に控え（の絵図）を作成して置いておくように指示。</p> <p>▼百間橋は、来る2月～3月頃より悪い柱を取り替えて修復すべきこと。</p>	63号 小161号
(寛永17) 7. 21	酒井忠勝 →都筑外記・武久庄兵衛・青山右馬助・芝二郎左衛門	<p>▼これ以前に申し付けた本丸の多門は古くなったので、来年（寛永18年）の春にも帰国した場合、早速に（新たに）建てる予定なので、現在の多門の道具（材木という意味か？）を足材木（補助の材木）にして、新規にどれくらいの材木が必要なのか、小浜で優秀な大工共に見積らせて、新規に準備すべき材木の目録を作成して、早々に寄越すように指示。当年中（寛永17年）に敦賀・小浜にて（材木を）準備させるよう指示。これ以前より申し付けているので、材木を準備しているのかどうか詳しく申し越すように指示。新規に準備する材木のうち、領内の山にて切らせる材木については、別紙に目録を作成して寄越すように指示。</p> <p>▼古津藏については、北の丸の長屋を壊して遣わし、書付に申し越したように足材木（補助の材木）を使用し、あまり物入りにならないように申し付けるよう指示。8月より取りかかり9月15日頃に完成するように申し付けるよう指示。</p>	64号 小173号
(寛永17) 11. 5	(国許年寄連署状) 都筑外記他4名 →深栖九郎右衛門・江見太兵衛	<p>▼本丸の多門の絵図を2枚（江戸へ）進上する。</p> <p>▼百間橋の升形の番所の絵図を（江戸へ）進上する。</p> <p>▼西の丸の番所のことについては、いずれも出て見分した。指示通り一段とよいところなので、相談して絵図を作成して（江戸へ）進上する。</p> <p>▼本丸の多門の材木については、「上道具」（上部の材木という意味か？）の分は現在の多門の材木を使うつもりであり、残りの材木の分はいずれも準備してある。</p>	65号 小181号
(寛永19) 5. 25	酒井忠勝 →都筑外記・武久庄兵衛・芝二郎左衛門・青山右馬助	<p>▼三浦又十郎・深栖九郎右衛門・岩井弥兵衛・武久庄兵衛の屋敷のうしろの水敵の石垣は、その所々にて高さ・折れのあるところ、長さの間数・石垣の上の堀のところ、櫓のところを現在の（状況の）ように木形にして、所々に念を入れ、書付にして申し越すように指示。こちら（江戸）にて（将軍の）御意を得て、石垣の高いところを低くし、あまりに低いところは「上置」（上げるという意味か？）をして、大方は堀にして、小さい櫓を1つか2つ建てて置くように考えているので、現在のありのままの状況を木形にして寄越すように指示。侍屋敷の道・川などは絵図にして、その上に木形を置いて見るようするよう指示。このことを香川勘右衛門・可見猪右衛門と3人の作事奉行に申し付け、現在のありのままの様子を少しも違</p>	66号 小205号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

		わないように申し付けるべきことを指示。絵図は、田原の侍町の分はすべて作成し、百間橋と百間橋の虎口まで絵図にして寄越すように指示。	
寛永19. 8. 26	老中3名 →酒井忠勝	★老中奉書→小浜城百間橋の虎口の升形の石垣を新規に築き門を建てることを許可。同所の門脇の北・南の石垣を新規に築くことを許可。西方の侍屋敷のうしろの川辺りの石垣を築き直すことを許可。同所に櫓台の石垣を2ヶ所築き直し、櫓を建てることを許可。	67号 小36頁
寛永19. 8. 23	酒井忠勝在国日記	▼在々の「草臥者」（生活困窮者の意味か？）に5合ずつの扶持を与える、堀の砂を取るように命じる。百間橋の小林孫左衛門（の屋敷）の前に札を建てて扶持を渡す。	68号 小209号
寛永19. 9. 4	酒井忠勝在国日記	▼西の丸の塩硝蔵の縄張りをおこなう。	68号 小209号
寛永19. 9. 21	酒井忠勝在国日記	▼西の丸の洲崎に松を植える。	68号 小209号
(寛永20) 1. 24	酒井忠勝 →酒井内匠・三浦帶刀	▼小浜城の多門と櫓の作事は、内々に（寛永20年の）3月初めに申し付けるように去年は指示したが、（大火により）敦賀の家が多く焼けたので、国中の大工は敦賀にて「細工」をすることになるので、3月初めより小浜城の作事を申し付けると、敦賀で家作をおこなう者の迷惑となるので、先々を見計らい、4月～5月頃から申し付けるべき旨を伝える。当年（寛永20年）は国中も困窮しているので、（小浜城の作事を）延期すべきか、または、作事をおこなってもよいのか、そのことをよく考えて早々に申し越すように指示。	69号 小219号
(寛永20) 2. 13	(酒井忠勝) →--	▼西津堀屋敷が波によって崩れた場合、香川勘右衛門・可児伊右衛門に申し付け、いつも石を取っているところにて石を寄せさせて捨石をおこない、海辺より船にて見ても、良く見えるように申し付けるように指示。	70号 小224号
(寛永20) 2. 16	酒井忠勝 →酒井内匠・三浦帶刀	▼小浜城の本丸普請については、当年（寛永20年）は延期すべき旨を申し越したので、来春（寛永21年の春）に申し付けるように指示。この普請が延期になると、熊川の蔵は火の元が悪くなるので、去年見立てた山の際の蔵屋敷によい奉行人を付けて地形を申し付け、そのうえ新規の蔵を1つでも2つでも建てるよう指示。ただし、間数は、近年蔵が不足して米が余っているので、（蔵の間数を）よく見積って申し付けるよう指示。元の蔵は、4月～5月までは蔵が空かないと思われる所以、見計らって適当な時期に廻して、新規の蔵屋敷を建てさせるように指示。このように新規に蔵を建てることが必要なく、（その場合は）古家などふさわしいものを見せて指図にして、蔵の「立様」以下を絵図にして、松本加兵衛が（江戸へ）下る時に詳しく述べるように指示。	71号 小230号
(寛永20) 10. 3	酒井忠勝 →都筑外記・武久庄兵衛・芝二郎左衛門	▼三の丸の板橋については、当年（寛永20年）は、余日がないので来る（寛永21年の）正月より取りかかり、2月～3月のうちに完成するように指示。 ▼西の丸の洲崎の不明門の番については、そのところに足軽2人を置いて、花畠へ出る土橋の左方の堀端に番所をつくり、馬乗の者2人を置くように指示。 ▼百間橋の升形の番所については、指図を作成して寄越すように指示。	72号 小237号
(正保2) 2. 20	(酒井忠勝) →--	▼本丸の多門・櫓・門の普請の奉行人は、板山清太夫・岡本仁左衛門・嶺尾平左衛門・沢田善兵衛がするように指示。大規模な普請なので、万事について精を入れ、無駄な出費がないように念を入れるように指示。たとえ食事の時でも（普請奉行4人のうち）、2人ずつが交代で食事をして、作事場が空かないように指示。 ▼3人の年寄が「三番」で（3人がそれぞれ交代で、という意味か？）、目付の者1人ずつを召し連れ、朝晩1日に両度ずつ普請場を見回り、万事善惡のことを申し付けるよう指示。大規模な普請なので、油断しないように指示。用事がある時は3人（の年寄）と4人の普請奉行が相談して処理するように指示。 ▼酒井内匠助も1日おき～2日おきくらいに普請場を見回るように指示。 ▼下奉行については、小浜にて相談して申し付けるように指示。 ▼石垣の「うわ置」（石垣の高さを上げる、という意味か？）と破損のところ、土手以下を申し付ける時は、香川勘右衛門・可児伊右	73号 小255号

		<p>衛門・中村猪兵衛が出て念を入れてたしかに申し付けるように指示。</p> <p>▼本丸の普請場と作事の小屋場に、2人ずつ火の番を申し付け、火の元を厳重に申し付けるよう指示。</p> <p>▼今回の普請について、以前相談した法度書（普請法度のことか？）を準備して作法をしかるべきように申し付けるよう指示。</p> <p>▼入用についてだけでなく、手伝い以下までも少しも無駄な出費にならないよう申し付けるよう指示。</p> <p>▼（本丸の作事は）「末代之儀」であるので、切組を丈夫に申し付け、材木などに念を入れ、瓦屋根などをよく申し付けるように指示。</p> <p>▼作事奉行・下奉行は条目を出して誓紙を申し付けるよう指示。</p> <p>▼作事に取りかかった場合、たびたび飛脚によって状況を注進するよう指示。いずれのことでも、この方（酒井忠勝）へ指示を得る場合は、それ以前に相談をして申し越すように指示。（小浜一江戸間は）遠路なので、遅く申し越すと普請の支障になる、ということを伝える。ことにより難しく、注文がある時は、普請のことをよく承知している若い侍を（江戸へ）寄越すように指示。</p> <p>▼以上のように心得るように指示。ただし、これは概略（の指示）であって、小浜で普請に取りかかる以前に、4人の作事奉行、3人の大普請奉行、目付の者、大工の源四郎、その地の大工頭のほか、3人の年寄、2人の勘定奉行も加えて、寄り合いを持ち、万事、必要な事を確かに準備して、そのうえ吉日を選んで普請初めをおこなうように指示。</p>	
(正保2年) 3. 23	酒井忠勝 →三浦帶刀他10名	<p>▼多門の壁は、これまで高さ5尺程の間を二重壁にして、中へ栗石に土を混ぜて入れているので、今回もこのようにするよう指示。どのようににも念を入れてよく持つようにするよう指示。</p> <p>▼現在の櫓には鷙吻（鰐のことを指すと思われる）はないが、（今回の）櫓には鷙吻をつけるのか、という点について尋ねる。ただし、西の丸の櫓を新しく申し付けるにあたって、鷙吻がある旨を申し越したが、いずれもが出て見分して、鷙吻があった方がよいのであればそのようにするよう指示。また、元の櫓のように鷙吻がない方がよいのであれば、そのようにするよう指示。</p> <p>▼今回建てる台所の屋根は瓦葺にすべきか、という点については、現在の北の丸にある台所は柿葺であるが、（今回は）瓦葺にするよう指示。屋根を丈夫にして瓦葺にするよう指示。</p> <p>▼本丸北方の裏石垣は、金柑畠の隅から長局の裏通りまで15間が孕んだので築き直しをするよう指示。特に石が悪いために孕んだと見えるので築き直しすべき旨を申し越したが、この点に同意し、築き直しを指示。</p> <p>▼西の方1間「間中通り」（意味不詳）の多門は、「地らい」（あまっている土地）もあり、家にも支障がないので、石垣を築き出して2間の梁にすべき旨を申し越したが、先日、こちら（酒井忠勝）からも申し付けたことであり、2間通りにして2間の梁の多門を建てるよう指示。</p> <p>▼北の方の長局は石垣に近いので、普請の支障となるため壊すように指示。ただし、この家は北の丸の鉄砲蔵の足しにすべき旨を申し越したが、この点について了承。壊して鉄砲部屋の足し材木（補助の材木）にするよう指示。</p> <p>▼広間の前の石垣を築き直すように指示したところの間数は23間があるので、築き直すことを申し越したが、これも先日こちらから申し越したあとに広間を建てても入口が見苦しいと思うので、（広間を建てる前に）石面を良くして築き直しするよう指示。</p> <p>▼石垣の「ならし」（天端の意味か？）についても、悪い箇所は築き直しすることを申し越したが、この点についても了承。「ならし」の石が悪いと土台に土を入れることになるので、悪い箇所は石を取り替えて築き直すように指示。</p> <p>▼以上のようにいざれも申し付けるように指示。石垣のことは、3間であっても「すり合」（切込みハギのことか？）は石垣が弱くなるので、野面にて石組をよく築かせるように指示。</p>	74号 小258号
(正保2) 4. 7	(酒井忠勝) →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 小泉伝左衛門・ 松本加兵衛	<p>▼小天守の続きは埋門までの間を塀にするように申し付けたが、（大工の）源四郎が言うには、通常の塀ではどうかということになり、表からは多門に見えるようにして、棟を建て、裏の方は通常の塀の覆い程に折屋根にして、塗垂にするとよい旨を申し越したが、この点について、火の元さえよければ、そのようにするよう指示。ただし、塀よりは屋根が広いため、火の元が悪くなる点を指摘。埋門の方の多門と塗垂の境目の屋根には塗り切りの塀をつくり、（火災を</p>	75号 小260号

		<p>想定した場合) 北の方から焼けてきても塗り切りの堀にて止まるようにするよう指示。そのうえ、海の方から船にて見て、外見が良いようとするよう指示。</p> <p>▼天守の下の埋門については、今回、古い多門と櫓を壊して石垣の様子を（大工の）源四郎が見たところ、石垣に食い違いがあり、申し付けた指図の通りに建てるとき、門の内角柱1本が石垣より離れて地形から立つことになる。これまででは、石垣と書院との間に1間×3間の柿葺の庇があったため見えなかった。石垣に食い違いがある分は、幅1間×長さ3間の分を内へ築き出し、今回申し付ける2間×3間の櫓を3間四方に建てるとき格好も良く、離れ柱もなく、状態が良い旨を申し越したので、このようにすることを了承。ただし、下の重を3間四方にして、上の重を2間四方にすると、棟の「立様」が悪くなると思うので、南北（方向）を4間、東西（方向）を3間にすると2階は2間×3間になり、棟の格好も良くなると思われるため、小浜にて十分相談して、（上記の）2通りのうちしかるべきようにするよう指示。</p> <p>▼天守へ上る石雁木は今回建てる小天守の内になり、（天守へは）板敷より上ることになるので、板雁木にして、石雁木は小天守の板敷より降りるところの雁木にしてはどうか、ということを申し越したので、そのようにするよう指示。</p> <p>▼大工の請取り料と日作料について申し付けた見積りのことについて、京の大工（使う場合）と、国元の大工（使う場合）との両様を、こちら（江戸にいる酒井忠勝）からは、どちらがよいかは指示しないので、小浜にて十分相談して、少々の出費であっても後々までしかるべきように申し付けるよう指示。</p> <p>▼釘についても、こちら（江戸にいる酒井忠勝）では決められないので、相談して勝手が良いように申し付けるよう指示。たとえ（釘の）値段が少々高くて後々まで良いようにするよう指示。</p> <p>▼このように、大工の作料（手間賃）や釘を準備することに限らず、どのようなことでも少々値段が高くて後々まで良いようにするよう指示。すべての合計で10～20貫目超過しても差し支えないで、後々までしかるべきように念を入れるよう指示。ただし、不必要的出費はしないように指示。</p>	
(正保2) 5. 22	(江戸年寄連署状) 江見太兵衛他3名 →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 小泉伝左衛門・ 松本加兵衛	<p>▼惣多門（のうち）仕切りがあつて、石垣が広いところは、武者走りがあるので、出入り口が自由であるが、石垣の「地らい」（あまつている土地）がないところは、内の仕切りに一本戸を仕付けてはどうか、と（国元から）申し越したことに対して、武者走り・「地らい」がないところには丈夫に一本戸をつくり、通常は鎧をおろしておくようにするよう指示。ただし、武者走りの石垣をつくるにあたり、「地らい」があるところには、3～4尺であっても武者走りを付けて、口を表より開けるように指示。</p> <p>▼鉄砲が置いてある30間の蔵の敷板は通常より厚くして、すべて拭い板にすべきか、と申し越したことに対して、拭い板にするよう指示。拭い板にすると、大きい鉄砲の取り扱いにも良いので、そのようにするよう指示。</p>	76号 小261号
正保2. 5. 23	老中3名 →酒井忠勝	★老中奉書→小浜城本丸の多門と櫓を建て直すことについて、所々の石垣破損（箇所）を修復することを許可。石垣「ならし」（天端の意味か？）など悪いところは石を取り替えることを許可。土留水敵の悪いところを直すことを許可。石垣を2～3尺上げる、或いは、下げるなどを許可。	77号 小37頁
(正保2) 閏5. 6	(酒井忠勝) →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門	<p>▼今回本丸の多門・櫓・門などの作事を申し付け、石垣破損（箇所）を修復し、「ならし」の石を置き替えるほか、ところにより（石垣について）2～3尺の高低（をつける）こと、また、内側の土留水敵などを築き直すことについて、（許可された）老中奉書の写を（小浜へ）送るので、後々のために十分に披見するよう指示。</p> <p>▼天守の下の中間番所があるところの屋根は、柿葺なので火の元はどうであるのか、と松井十左衛門が言っているが、これはどのあたりのことであるのか、という点を尋ねる。はっきりと覚えていないので、天守の下の「地らい」（あまつている土地）の絵図を作成して、その番所があるところを絵図にして早々に寄越すように指示。</p> <p>▼西津の借米蔵を三の丸へ引くべきである旨を松井十左衛門が言っているが、そちら（小浜）にて尤もであると思うのであれば、三の丸の「地らい」（あまつている土地）を絵図にして、この蔵をどのあたりに建てるべきか、よく見積って寄越すように指示。</p> <p>▼西津川口が砂にて埋り、水の通りもない旨の報告に対して、中に</p>	78号 小262号

		<p>て幅2～3間掘らせて水を通し、大水の時に普請の者を多数出して切り流しをすると、少々の砂は押し流されるので、そのように心得るよう指示。</p> <p>▼古い多門は内側には腰板が無いが、今回の多門は古い多門よりも少し高いので、表門より裏門までの分は西風にて（海からの波の）しぶきがあたるので、腰板をつけるべきかと申し越したことに対して、以後に破損がないようするため、（全体の高さのうちで）3分の2を腰板にするように申し付けるよう指示。このほかにも、（波の）しぶきがあたって、以後に破損があると思われるところには、相談して（腰板を）申し付けるよう指示。</p>	
(正保2) 閏5. 17	(酒井忠勝) →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門	<p>▼本丸より西の丸へ出る橋際の冠木門の扉の柱を古いものと組み合わせるべきか、と申し越したことに対して、見苦しくなければそのようにするよう指示。</p> <p>▼この門の両脇の頬当が北の方は四角であるので、南のようにすべきか、と申し越したことに対して、そのように申し付けるよう指示。よって、指図を直して寄越すように指示。</p> <p>▼南の入角より北の犬走りの開き戸まで堀にすることについて、（堀を）掛けると締りも良いので、（堀を）掛けさせるように指示。同所の堀へ降りる口を塞ぐべきか、と申し越したことに対して、不要な口なので3尺通りの石垣にて塞ぐように指示。</p> <p>▼埋門と堀の「つなぎ」に屋根をまわすべきか、と申し越したことに対して、屋根をまわすと「見入」（外見の意味か？）が悪くなるので、無用であることを伝える。</p> <p>▼同所の西の丸へ出る橋が古くなっているのであれば、掛け直すことを指示。その場合、橋の間（数）が長くならないように、西の橋詰にても東の築き出しのように1～1間半も築き出し、橋の長さが3～4間くらいにするように指示。板橋にすべきか、という点については、念を入れて指図を作成し申し越すように指示。ただし、板橋はたびたび破損するかもしれないのに、相談をして申し越すように指示。</p>	79号 小264号
(正保2) 6. 12	(酒井忠勝) →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門	<p>▼埋門より西の丸へ出る土橋について申し越したことに対して、板橋に申し付けるように指示。そのところの両方の築き出しは、西は2間、東は2間半と申し越したが、両方とも2間ずつにするよう指示。</p> <p>▼二の丸の居間より天守の下へ出る板橋について申し越したことに対して、このところも橋が長いので、両方より2間ずつ石垣にて橋台を築き、その上に橋を掛けるよう指示。橋の幅はあまり広くする必要はないので、欄干とともに8尺にするよう指示。</p> <p>▼この橋詰の鳥部屋の際の土戸については、申し越した通り、瓦屋根に申し付けるよう指示。</p> <p>▼鉄砲蔵と門の脇・西方の堀について、西方は付紙の通り堀を掛けるよう指示。東方は、この指図の通りに堀を掛け、申し越したように、通常は裏口より出入りするように指示。北向きの入口なので、常に（海からの波の）しぶきがあるため、玄関のように軽く眉庇を出すよう指示。また、裏口へ行く大戸のことは、通常、裏へ人が不注意に入り込むと（都合が）悪いので、通常は鍔をおろして、入る時だけ開けるようにするよう指示。</p>	80号 小266号
(正保2カ) 8. 19	(下屋敷居間の覚書) (酒井忠勝) →板山清大夫・ 岡本仁左衛門・ 嶺尾平左衛門	<p>▼本丸にある小さい書院の絵図を寄越したことについて、そちら（小浜）の下屋敷の家の住居に合わせて指図を準備して寄越したので十分に見分して申し付けるよう指示。</p> <p>▼元の住居では勝手が悪いので、所々の住居を替えて造作を付けて、（その絵図を）寄越したので、そのようにするよう指示。</p> <p>▼地形を築いて広間の床と合うようにするよう指示。</p> <p>▼居間より取り付けの廊下は3間「間中」にするよう指示。これも相応しい「古道具」（古い材木という意味か？）があれば、「古道具」にて居間に合うようにするよう指示。「古道具」が不足するところは、「新道具」（新しい材木という意味か？）を使うよう指示。</p> <p>▼建具は造作を付けるにはいろいろと付けるが、元の戸・襖・障子・腰障子などがあるところは、見計らい、戸障子を立てるよう指示。仕直しができないところは、新しくするよう指示。</p> <p>▼屋根は柿葺にするよう指示。</p> <p>▼板敷はゆるくならないように、「上やり」（意味不詳）の根太を丈夫にするよう指示。</p> <p>▼元の家は縁側が3尺であったが、（今回は）1間にするよう指示。これも「古道具」などを見計らい申し付けるよう指示。</p> <p>▼この縁（側）は、いずれも畳敷にするよう指示。</p> <p>▼指図は概要を付けて寄越すように指示。こちら（江戸にいる酒井</p>	81号 小267号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

		<p>忠勝) へ尋ねる必要はないので、そちら（小浜）にてわからない点は相談して申し付けるよう指示。</p> <p>▼庭の前の泉水の土手が近いところは、山を切り平にして庭が広くなるようにするよう指示。山と泉水は残してよいところは、そのままにしておくように指示。そちら（小浜）に庭をつくる者がいるので、元の形を残して所々を仕直し、山を少なくして、平地が多くなるようにするよう指示。泉水の堀も良いようにするよう指示。</p> <p>▼居間の前の堀を掛けるところは、概要を付けて申し越すように指示。これは、そちらにて見計らい良いようにするよう指示。</p> <p>▼奥の方の家は、古くて役に立たないと思われる所以、いまだに壊していないならば、いずれも壊して居間の庭が広くなるようにするよう指示。</p> <p>▼以上の作事は、9月初めより取りかかり、10月中旬頃に壁が凍らないうちに完成させ、ともかく酒井忠朝（酒井忠勝の長男）を移すように指示。酒井忠朝にも注文させるように指示。</p> <p>▼古い戸をはめて、障子などを合うようにして、あまり不必要な出費にならないようにするよう指示。ただし、切組以下は外観が良いようにするよう指示。</p>	
(慶安1) 12. 9	酒井忠勝 →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門	<p>▼西津の蔵屋敷については、裏門の向いにて家もなく見苦しい、とのことであるのでいざれにしても城の「用所」（必要な場所という意味か？）に長屋などをもつくるべきかも知れないので、その点について申し越すように指示。</p> <p>▼西津の船入のところは、ことのほか砂にて埋まっているとのことなので、以後は普請（浚渫）を申し付けることとし、春になって3月頃より上土を取らせるよう指示。</p>	82号 小291号
(慶安2) 2. 晦日	(江戸年寄連署状) 江見太兵衛・ 林野惣左衛門 →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門	<p>▼本丸の寄付・堀・平地門（屏中門）・土戸などの指図を申し付けて遣わすよう指示。</p> <p>▼元からある料理の間は、少々住居などが替わった点を選んで指図を申し付け、三所の廊下についても指図を申し付けて遣わすように指示。この造作以下の仕様については、梶原太郎左衛門に詳しく申し含めて遣わすので、3人の作事奉行と大工などにも引き合せ、十分に承認させて、早速作事に取りかかるよう指示。</p> <p>▼以上の本丸の作事について、切組以下、後までも丈夫になるようにするよう指示。</p>	83号 小298号
慶安2. 5. 26	(酒井忠勝) →酒井内匠他6名	<p>▼本丸内の西の多門の際にある小書院のことを申し越したが、壊すべきなので、その通り申し付けるよう指示。この家は、特に念を入れた小書院なので、十分に「合役」（合紋の誤記か？）を付けて、再建する場合、手間が入らないように壊すよう指示。十分に指図を作成して、そちら（小浜）でも（指図を）一通り置いておくように指示。</p> <p>▼本丸内の土蔵のことを申し越したが、のちほど指図を作成して寄越すように指示。</p> <p>▼三の丸の廐のことを申し越したが、屋根も腐っているのであれば壊すように指示。廐の「木道具」（材木の意味か？）が良いのであれば、後にどこでも建てる様に、「合役」（合紋の誤記か？）を付けて、念を入れて壊すように指示。</p> <p>▼下屋敷の長屋の屋根が破損したことについて、修理もできないので、新規に（屋根を）葺き直すことを承認。大手先もあるので、屋根の下地をも悪い箇所は仕直し、念を入れて葺かせるように指示。勿論、柱などが腐っているのであれば、根継ぎをするように指示。</p>	84号 小300号
(慶安2) 8. 7	(酒井忠勝) →三浦帶刀・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	<p>▼西津口の海手の舟入で砂にて埋まっているところは、以前も申し遣わしたように、四間口～五間口も掘って水を通し、西の丸の海手の陸地へ（人が）通らないように、番所の前に少々細い木にて柵を付けておくように指示。（このように舟人が砂にて埋まつたままにしておくことは）世間の者が見聞しても「無沙汰成城之持様」（いいかげんな城の持ち方）と思うだろう、と指摘。こうしたことは、そちら（小浜）にいる者が油断しているのではないか、として叱責。そちら（酒井忠勝）より申し越さなくても、度々そちら（小浜）から窺うべきことである、と指摘。とにかく、しっかりと普請（浚渫）をすべきところなので、さしあたり、人の見かけがよいように早々にしておくように指示。</p>	85号 小316号
(慶安2) 10. 18	酒井忠勝 →三浦帶刀・ 武久庄兵衛	<p>▼酒井忠朝がいる本丸の番の者をこちら（酒井忠勝サイド）へ渡したならば、西の丸へ出る口の門、海手の口々の門には番の者を堅く申し付けるように指示。酒井忠朝がいる本丸の家々は、火の元が悪</p>	86号 小329号

		<p>いのでこちら（酒井忠勝サイド）が受け取ったならば、まず小さい家は早速に壊すよう指示。古くからある料理の間とそのうしろにある小書院は、来年建て直すので、家の指図を念を入れて申し付け、相紋をよく付けて壊すように指示。ただし、料理の間と小書院の2つの家は、来春まで置いておいても構ないので、まわりに取り付いている庇や廊下などのものをいはずれも壊し、家だけにしておくように指示。そのほか、近年、酒井忠朝がつくった小さい家は屏以下まですべて一刻も早く壊すよう指示。火の元を注意するよう指示。本丸の台所などにて火を炊かないように指示。今のうちは、本丸の番の者には確かな者を加えて置くように指示。そちら（小浜）の様子は1両日中に申し越すと思うので、（上記に関すること）その時に申し越すよう指示。</p> <p>※86号文書に記されている小浜城本丸の作事の破却は、慶安2年9月に酒井忠朝（それまで小浜城本丸にいた）が廃嫡されたことと関係すると思われる。</p>	
(慶安3) 10. 28	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	<p>▼板橋の橋板は秋田へ注文するように指示。 ▼二の丸の門の際の番所と西津口の番所は悪くなっている、とのことなので、建て直しするよう指示。ただし、上道具（意味不詳）以下支障がない木道具（材木の意味か？）はこれを使用するように指示。</p>	87号 小354号
(慶安4) 10. 22	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	<p>▼来年の御普請中（江戸城普請のことか？）は、そちら（小浜）では人数が少なくなるので、城中の所々の番所のことについては、堅く念を入れて申し付けるよう指示。年寄たちも1人ずつ折々に見回り、申し付けるように指示。目付の者は毎日所々を見回り、申し付けるように指示。</p> <p>▼百間橋の橋詰の番所に、小浜町中より町番の者4人を申し付け、昼は2人、夜は4人ずつ置くように指示。</p> <p>▼柳堤へ出る口には、締まりが良いところに軽微な番所を申し付け、これも昼は2人、夜は4人置くように指示。ただし、西津町柳堤の村の者を出すように指示。この両所の番をおこなう町の者には、一人扶持ずつ扶持方を出すように指示。</p> <p>▼西津縄手の番所は、通常は2人ずついる、とのことであるが、来年は昼2人、夜4人（にして）、前記の2ヶ所の番所と同様にするよう指示。この番の者は、どこから出すべきか、そちら（小浜）で考えて申し越すように指示。</p>	88号 小379号
(慶安4) 12. 8	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	<p>▼西の丸にある西北の角櫓に新規に足軽2人を番に申し付けるべき旨について、そのようにするよう指示。</p> <p>▼百間橋・柳堤・西津縄手の3ヶ所の番の者のことについて申し越したことに対して、通常ではないような大規模な御普請（江戸城普請のことか？）なので、大勢の普請衆が（江戸へ）下るために、3ヶ所の番は町人であっても少しも支障はないが、そちら（小浜）にて、いかがかと思うのであれば、通常は小者2人ずつを置いているので、御普請のうちは小者2人を増員して4人ずつにて申し付けるように指示。もし、3ヶ所のうち、百間橋の番所が（小者では）どうか、と思うのであれば、ここだけは足軽2人を申し付けるよう指示。</p>	89号 小384号
(承応2) 9. 8	(江戸年寄連署状) 広沢三郎兵衛他3名 →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	▼先月13日の晩七つ過ぎに、三の丸の御蔵番の中間がいるところから火が出たが、早速に見つけて消したので、城中は無事であったことを了承。この火を出した番の者については、（酒井忠勝からの）覚書に仰せ遣わされることを伝える。	90号 小405号
承応2. 11. 12	老中3名 →酒井忠勝	▼老中奉書→小浜城惣構の東方にある古堀が埋まっているので堀浚することを許可。	91号 小37頁
承応2. 12. 15	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	<p>▼竹原馬乗場近所の柳堤へ出る道の橋あたりから、名田庄川までの古堀で埋まっているところの普請（堀浚）について、奉書を取り、その写を送るので、来年の3月～4月頃を見計らい普請（堀浚）を申し付けるよう指示。堀口は2間にして、深さは水の分が丈（人の高さの意味か？）が立たない程に掘らせるように指示。堀筋のこととは、いざれもが出て見分し、状態が良いように申し付けるよう指示。もし、そちら（小浜）で難しいことがあれば、詳しく絵図にして寄越すように指示。この普請（堀浚）をおこなう者のことは足軽・中間・家中の役人をすべて出して申し付けるよう指示。</p> <p>▼三の丸の外側の屏が破損したので、仕直したい旨を申し越したこ</p>	92号 小413号

若狭国小浜城修築に関する城主酒井忠勝の指図内容について（白峰）

		とに対して、来年2月～3月頃より元のごとく念を入れて申し付けるように指示。	
(承応3) 3. 28	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門	▼竹原馬乗場の東方の堀について、堀口2間で掘ってみたところ、砂地にて崩れたため、堀口3間で掘ると水の分が丈（人の高さの意味か？）が立たない程になる、とのことなので、堀口3間に掘らせて丈が立たない程に掘らせることを指示。	93号 小426号
(承応3) 9. 11	酒井忠勝 →酒井内匠・ 武久庄兵衛・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	▼侍屋敷や町中での火事の時は、酒井内匠助・堀甚右衛門の両組が「一月番」（1ヶ月交代で番をする、という意味か？）をおこなうよう指示。大火事の時は、当番の組はすべて出て火を消すように指示。小火の時は、あらかじめその割り当てをしておき、3組のうち1組が出るように指示。（このように）その火の多少により、1組、2組、或いは、すべて出るように指示。ただし、小火の時は、酒井内匠助・堀甚右衛門は出る必要はない。 ▼火事の時、城中へは武久庄兵衛・芝二郎左衛門の両人が組の者を連れて広いところまで出て、所々の番等を申し付けるように指示。もちろん、大きい火事の時は、組のうちがすべて出るか、半分が出るか、あらかじめ人の多少を定めておいて出るように指示。ただし、小火の時、夜中などに城中へ人が多く入ることは、（都合が）悪いので、あらかじめそのように心構えをして、適切な程度（の人数を）呼ぶように指示。 ▼万一、城中に火事がおきた時は、酒井内匠助・堀甚右衛門の両組がすべて出て、手分けをして火を消すように指示。 ▼（城中に火事がおきた時は）武久庄兵衛・芝二郎左衛門は、両人共に組中（の者を）すべて連れて出て火を消し、所々の番所、口々の番などを厳重に申し付けるように指示。 ▼当番であっても、（火事が）その屋敷の近所、或いは、風下の者は、あらかじめ申し定め、自分の屋敷を守り火事場へ出ないように指示。 ▼以上の条々について、あらかじめ相談し、（火事の時に）混雑しないように計画するよう指示。ただし、火事の際、人に先んじて火を消し、口論などをすることは大いに曲事であり、誰によらず口論を仕かけた者1人を処罰する、と注意する。	94号 小433号
(明暦1) 7. 22	酒井忠勝 →酒井内匠・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	▼小浜城中の蔵へ前年に納めた米高については、小浜にて方々への渡し方、払い方の書付を作成して寄越すように指示。	95号 小451号
(明暦1) 12. 10	酒井忠勝 →酒井内匠・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	▼樹木屋敷への入口の木戸の際より丸山の方へまわっている藪があるところは、大水の時に水をせきとめるので切りたい旨、今回、絵図をもって指し越したが、この藪を多く切り過ぎると、板橋と向いの侍屋敷の道筋より「見入」（外から内を見ること）が悪くなるので、川端につき、3～5尺、或いは、1～2間、川の方へ多く出ているところは、3～5間も丸山の方へ切らせて、まず来年の春・夏の水の状態を見て考え、その状況をその時に申し越すように指示。詳しくは松本加兵衛が口上にて言う、ということを伝える。	96号 小455号
明暦2. 3. 28	酒井忠勝・酒井忠直 →酒井内匠	▼「自然」（有事の意味か？）の時々の心持の覚。 ▼家中の6組の（組）分けのこと。 ▼敦賀口へ1組（を遣わす）。ここは「大場」（広い場所、或いは、大事な場所）なので、安倍玄蕃が同心と共に行くべきこと。 ▼佐賀木口へ1組（を遣わす）。（ただし）敦賀は大きい（場所）なので、もし（敦賀で）人が必要な時は、この1組を行かせること。 ▼熊川口へ1組（を遣わす）。これは小浜の近所であるので、いつでも人が必要な時は、それ相応に（小浜へ）行かせること。 ▼高浜口へ1組（を遣わす）。 ▼山川治部左衛門（もし支障がある時は嶋田十郎左衛門）は、いずれの口へでも、その時の様子により、同心と共に遣わすべきこと。これは、いまだ年も若いので、一口に定めるのではなく、いずれの口へでも小浜からの指図次第にそのところよりすぐに行くようすること。勿論、いずれの口へも1組に1人ずつ目付の者が（ついて）行くこと。 ▼酒井内匠は、いつも小浜城中にあって、上記の3口への指図等を申し付けるべきこと。 ▼小浜城中では、（酒井内匠が）留守居組2組に番等のことを申し	97号 小62頁

		<p>付けること。</p> <p>▼残りの2組（留守居組2組のことか？）は、小浜において万事、酒井内匠の相談のために、いつも青山伊左衛門と小泉伝左衛門の2組を残しておき、もしいずれの口へでも人数を遣わすことが必要なところへ1組ずつ遣わすこと。</p> <p>▼以上の条々は「大都合」（概要の意味か？）であり、（実際には）その時に従って酒井内匠など年寄3人が相談して申し付けるように指示。場合によっては山川治部左衛門も加えて相談するように指示。勿論、相談の際には、その身一人の「高満」（傲慢の意味か？）を立てず、十分に前後を考えるように指示。</p>	
(明暦2) 4. 3	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	<p>▼二の丸書院の（屋根の）葺替えのことを申し越したが、古い家なので柱などの歪んでいるところや根太・小屋組など悪くなっているところがあれば直して、そのうえで（屋根の）葺替えを申し付けるように指示。</p> <p>▼西の丸茶屋の屋根の葺替えのことを申し越したが、この家は切組なども念を入れている良い家であると思うので、歪んでいるところのほか、悪くなっているところがあれば、これも直させて（そのうえで、屋根の）葺替えを申し付けるように指示。</p> <p>▼二の丸屋敷より天守の下へ出る橋が破損中である旨を申し越したが、これは通常は必要のない橋があるので、（酒井忠勝が）在国（する）前に（橋を）掛けさせるように指示。</p> <p>▼下屋敷の廊下の屋根の葺替えのことを申し越したが、これも古い家なので、根太などの悪くなっているところや、柱など歪んでいるところを直させて、楔なども締めさせ、そのうえで（屋根を）葺かせるように指示。</p> <p>▼京都屋敷の南方の堀は、現在は葭垣にて見苦しいので、堀にすべきである旨を申し越したが、以前より度々聞いているので、若狭より堀柱・繩・竹のようなものを遣わして掛けさせるように指示。</p>	98号 小460号
(明暦2) 5. 8	(酒井忠勝) →酒井内匠・ 芝二郎左衛門・ 青山伊左衛門・ 小泉伝左衛門	▼二の丸の対面所、作事小屋の長屋、廐の庇、和田の茶屋（の屋根の）葺替のことを申し越したことに対して、いずれも見計らって葺替が必要な箇所は葺替を申し付け、修理すべきところは修理するように指示。	99号 小461号

【酒井忠直城主時代】

寛文2. 5. 1	(酒井忠直御自分日記)	▼大地震により、城中所々の櫓・多門・堀・石垣・鉄砲蔵、そのほか家中の侍屋敷・町屋に至るまで破損した。終日地震が止まず、江戸へ飛脚を遣わす。	100号
寛文2. 6. 吉日	(酒井忠勝) →江見太兵衛他4名	▼小判1万両を、今回の不慮の地震による小浜城の城中破損のため遣わす。	101号 小74頁
寛文2. 6. 18	老中3名 →酒井忠直	★老中奉書→今回の地震により、本丸櫓下石垣1ヶ所、多門下石垣2ヶ所、堀下石垣2ヶ所、犬走下石垣1ヶ所、水敵石垣2ヶ所、橋台石垣2ヶ所（左右共）、二の丸升形石垣1ヶ所、多門下石垣1ヶ所、犬走下石垣2ヶ所、堀下石垣2ヶ所、橋台石垣2ヶ所（左右共）、三の丸櫓下石垣4ヶ所、多門下石垣1ヶ所、犬走下石垣1ヶ所、堀下石垣2ヶ所、柵下石垣2ヶ所、北の丸升形石垣1ヶ所、柵下石垣2ヶ所、水敵石垣3ヶ所、西の丸櫓下石垣1ヶ所、堀下石垣2ヶ所、水敵石垣3ヶ所、外曲輪櫓下石垣5ヶ所、橋台石垣2ヶ所（左右共）、見付の石垣1ヶ所、堀下石垣すべて、水敵石垣すべて、が破損したので、その修理を許可。	102号 小38頁
寛文6. 3. 18	老中4名 →酒井忠直	★老中奉書→小浜城本丸南方の石垣が破損したため、その修復を許可。	103号 小38頁

(注1) 『若狭小浜城－小浜城跡発掘調査報告書－』(22頁)では、寛永13年7月20日付としているが、『小浜市史』藩政史料編1(191頁)によれば、同年の7月9日付とするのが正しい。